3－4 「建築物の建築等および工作物の建設等」に関する基準の解説

（１）眺望景観の保全

[基準の内容]

①重要な視点場（別表１）に近接する場合は、その視界を遮らない配置・規模とすること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

[手法]

- 「重要な視点場」の位置を確認し、その敷地の 50m 以内に行為地が含まれる場合は、「重要な視点場」からの見え方に応じて、必要な配慮・工夫を行います。
  ⇒解説図 建築(1)-1：重要な視点場
- 建築物等は、できる限り、「重要な視点場」から視認しづらい場所に配置します。
  ⇒解説図 建築(1)-2：視認しづらい場所への配置
- 「重要な視点場」からの見下ろす・見上げる景観を遮らないよう、建築物・工作物の高さを抑えます。高さの数値基準が設定されている場合は、その数値基準を満たしながら、できる限り、視界を遮らないより低い高さに抑えます。
  ⇒解説図 建築(1)-3：視点場からの眺望を遮らない高さ
- やむを得ず視認しやすい場所に配置したり、高さを抑えることができない場合は、「重要な視点場」に面して横長の配置とせず、または分棟・分割して、視点場からの見通しをできる限り広く確保するようにします。
  ⇒解説図 建築(1)-4：視点場からの見通し

解説図 建築(1)-1：重要な視点場

重要な視点場とは、南城市を代表する視点場であり、そこからの眺望が損なわれると地域全体のイメージに影響が出る恐れがある地点を指す。
重要な視点場は、次の条件をすべて満たすものを位置づける。なお、景観計画では、代表的な視点場として 11 箇所を提示。

選定条件	水や緑の美しい景観（海・山・島・岬・農村・川）をいつでも楽しむことができること
	誰もが通常容易に当該視点場に行くことができること
	眺望を楽しむために安全に滞留できる公共性の高い場所があること
	市民または観光客に親しまれていること

［重要な視点場　代表的なもの］

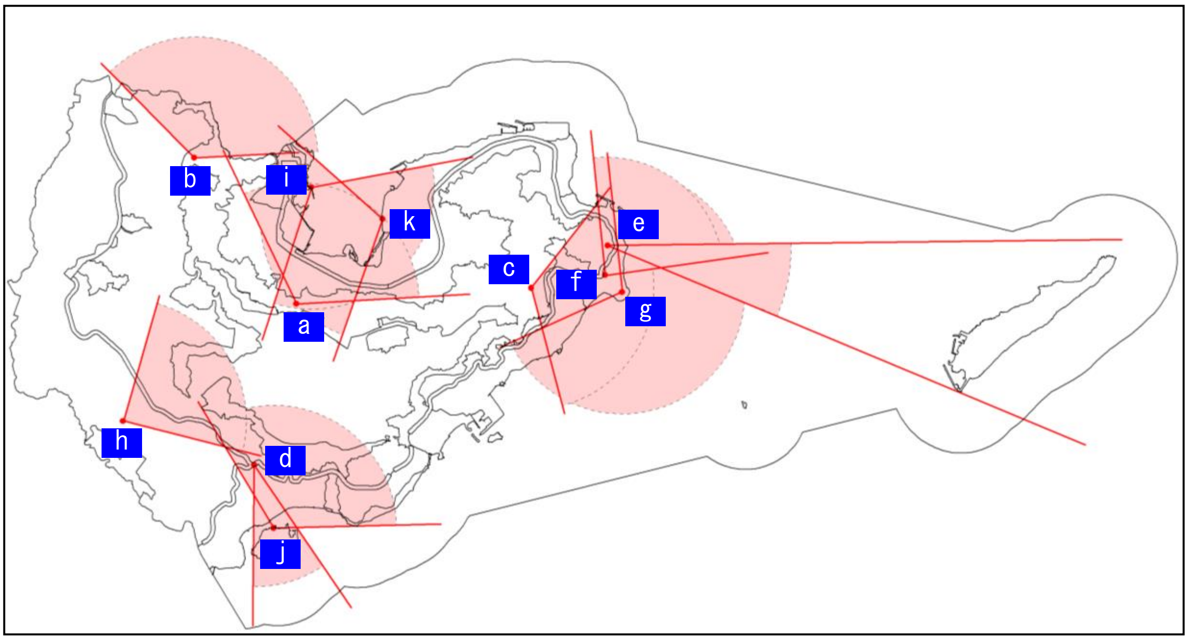

［a. おきなわの道自転車道展望台］

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･農村地域、市街地、ハンタ緑地、中城湾、勝連半島

［b. 大里城址公園展望台（北東向き）］

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･中城湾、勝連半島

［b. 大里城址公園展望台（北西向き）］

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･農村地域、南風原方面

［c. ニライ橋・カナイ橋展望台］

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･橋、ハンタ緑地、自然海岸、太平洋、知念岬、久高島、コマカ島

［d. 国道 331 号展望台（富里地区）］

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･農村地域、自然海岸、奥武島、太平洋

［e. 斎場御嶽］

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･太平洋、久高島

[f. がんじゅう駅（北向き）]

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･自然海岸、太平洋、ハンタ緑地

[f. がんじゅう駅（東向き）]

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･太平洋、久高島

[g. 知念岬公園（南西向き）]

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･自然海岸、太平洋、農村地域、ハンタ緑地

[g. 知念岬公園（北向き）]

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･自然海岸、太平洋、ハンタ緑地

[g. 知念岬公園（東向き）]

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･太平洋、久高島

[h. 前川地区展望台]

・視線･･･見下ろす（俯瞰景）
・主な視対象･･･農村地域、ハンタ緑地

[i. 馬天港]

・視線･･･見上げる（仰瞰景）
・主な視対象･･･中城湾、知念半島、ハンタ緑地

[j. 奥武島]

・視線･･･見上げる（仰瞰景）
・主な視対象･･･奥武漁港、農村地域、ハンタ緑地

[k. 冨祖崎公園]

・視線･･･見上げる（仰瞰景）
・主な視対象･･･中城湾、農村地域、市街地、ハンタ緑地

[その他]

グスクロード公園　etc

解説図 建築(1)-2：視認しづらい場所への配置

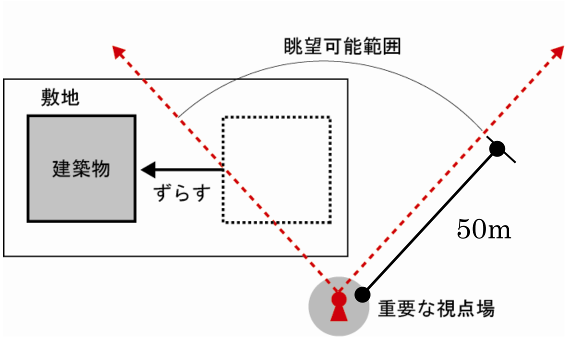

解説図 建築(1)-3：視点場からの眺望を遮らない高さ

［見下ろす景観（俯瞰景（ふかんけい））］　［見上げる景観（仰観景（ぎょうかんけい））］

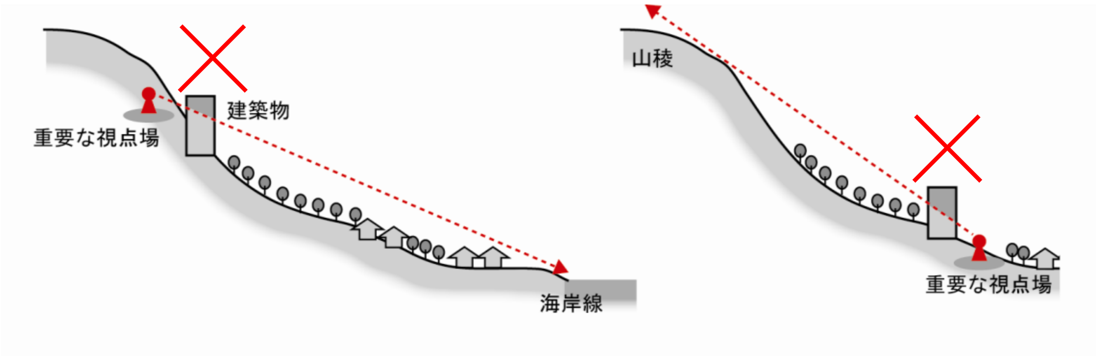

解説図 建築(1)-4：視点場からの見通し

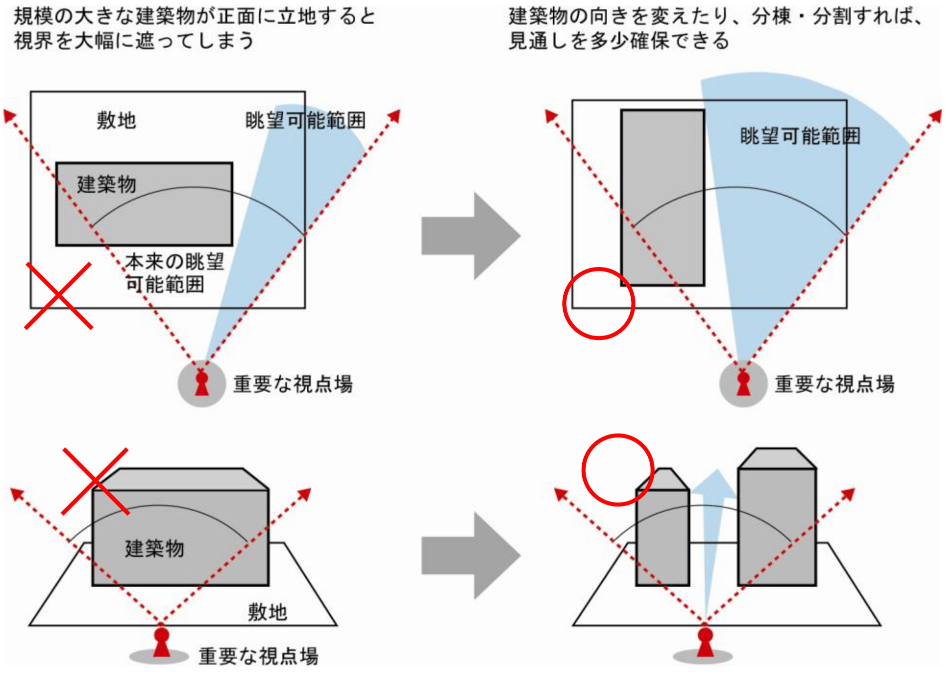

［基準の内容］

> ②山稜に近接する場合は、重要な視点場等からみて、稜線を分断しない配置・規模とすること。
> ［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 **観** 海岸 **ハ** **農** 海］
>
> ③海岸に近接する場合は、重要な視点場等からみて、海岸線を分断しない配置・規模とすること。
> ［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 **観** **海岸** ハ 農 海］

［手法］

- 行為地が「保全すべき稜線」または「保全すべき海岸線」に近接する場合は、「重要な視点場」からの見え方に応じて、必要な配慮・工夫を行います。
  ⇒解説図 建築(1)-5：保全すべき稜線・海岸線
  ⇒解説図 建築(1)-1：重要な視点場 ※再掲
- 稜線や海岸線は、南城市の重要な景観要素であり、「重要な視点場」以外の場所からの眺望も大切にする必要があります。そのため、特に、観光客等が移動しながら見るという観点から、「重要な道路」や「航路」からの見え方を確認し、それに応じて、できる限り配慮・工夫を行います。
  ⇒解説図 建築(1)-6：重要な道路
  ⇒解説図 建築(1)-7：航路
- 建築物等は、できる限り山稜や斜面上部での配置を避けます。
  ⇒解説図 建築(1)-8：山稜や斜面上部での配置
- 建築物等は、「重要な視点場」「重要な道路」「航路」からみて稜線または海岸線を分断しない高さに抑えます。高さの数値基準が設定されている場合は、これを満たしながら、より低い高さに抑え、分断しないようにします。
  ⇒解説図 建築(1)-9：稜線や海岸線を分断しない高さ
- やむを得ず稜線または海岸線を分断する場合、建築物等は、稜線や海岸線に沿って横長の配置とせず、または分棟・分割して、分断の長さを最小限にします。
  ⇒解説図 建築(1)-10：分断の長さの最小化
- また、建築物等の全体がよく見える場合は、緑化によって遮蔽するなど、目立ちにくくするための工夫を行います。
  ⇒解説図 建築(1)-11：目立たせないための緑化

解説図 建築(1)-5：保全すべき稜線・海岸線

「自然豊かな稜線や海岸線」は、本市の眺望景観を支える最も重要な要素である。
行為地がこれらに近接する場合は、自然のスケール感や美しさを損なうことがないよう、配慮・工夫が必要。

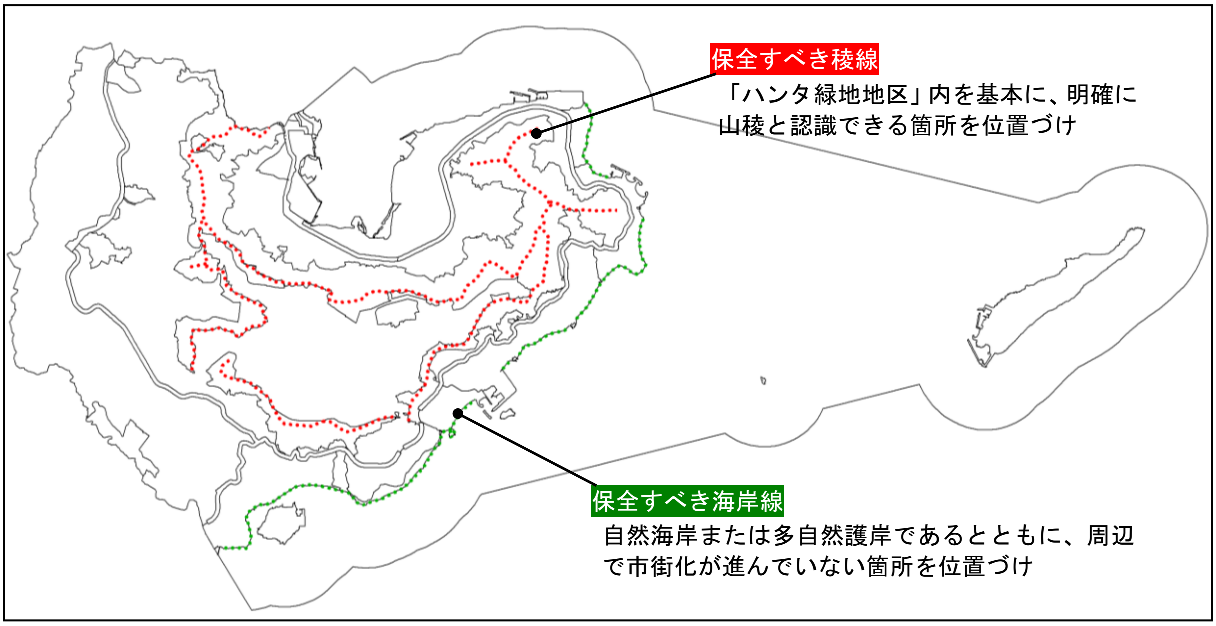

解説図 建築(1)-6：重要な道路

「重要な道路」とは、車等で移動しながら見る景観が損なわれると地域全体のイメージに影響が出る恐れがある路線を指す。
南城市では、多くの人が利用し、まちづくりにも関連する路線を前提に 7 路線を選出。この路線から見える景観を阻害しないよう、配慮・工夫が必要。

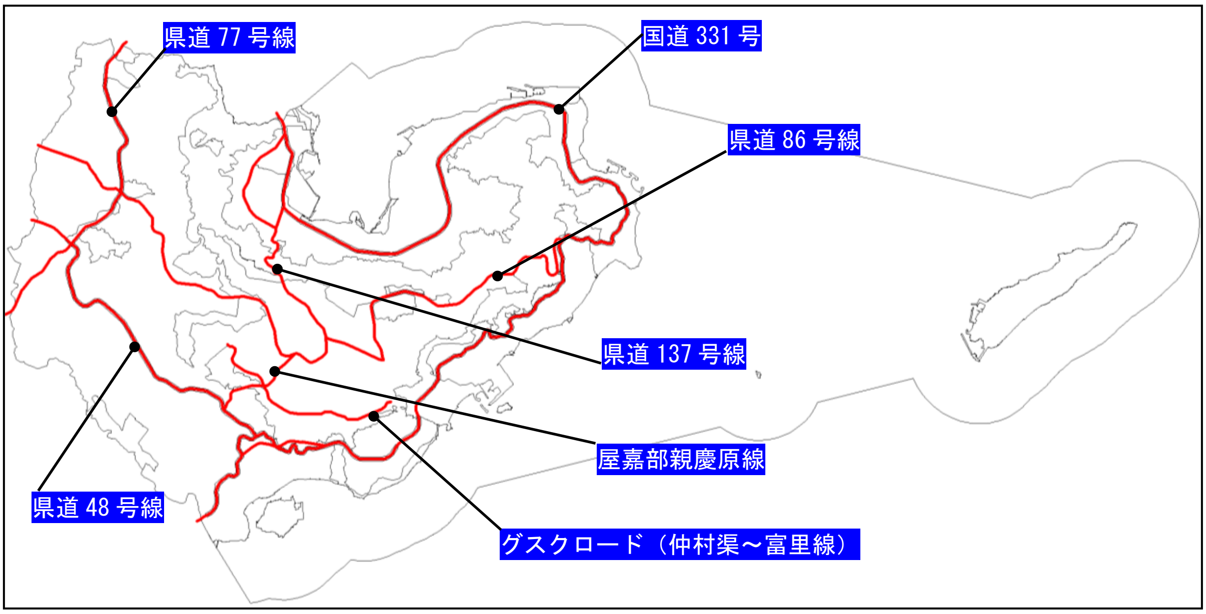

［国道 331 号］

岬・太平洋への眺望

［国道 331 号］

市街地の街並み

［国道 331 号］

ハンタ緑地への眺望

［県道 48 号線］

ハンタ緑地への眺望

［県道 48 号線］

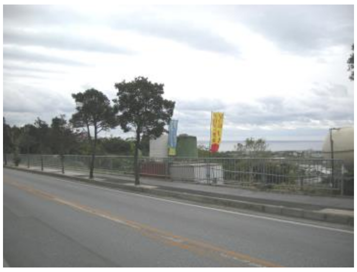

太平洋への眺望

［県道 77 号線］

ハンタ緑地への眺望

［県道 77 号線］

市街地の街並み

［県道 86 号線］

太平洋への眺望

［県道 86 号線］

ハンタ緑地への眺望

［県道 137 号線］

中城湾・勝連半島への眺望

［県道 137 号線］

ハンタ緑地への眺望

［屋嘉部親慶原線］

農村地域への眺望

［グスクロード］

玉城グスクへの眺望（正面）

［グスクロード］

太平洋への眺望（右斜め前方）

解説図 建築(1)-7：航路

「航路」とは、不特定多数の人が利用する定期船航路（安座真港～徳仁港）を指す。
この航路から見える景観を阻害しないよう、配慮・工夫が必要。

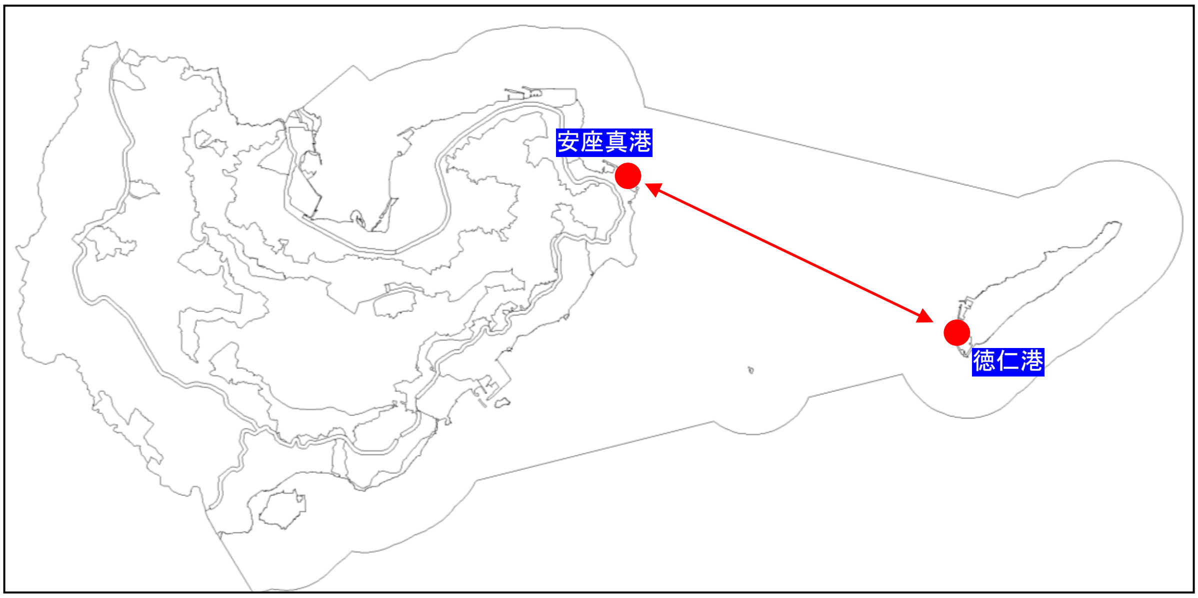

フェリーから知念半島への眺望

フェリーから久高島への眺望

解説図 建築(1)-8：山稜や斜面上部での配置

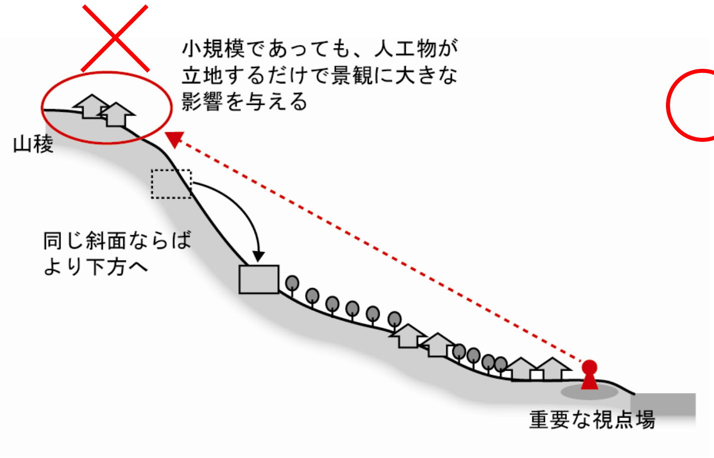

山稜・斜面上部に建築物が立地して
いない場合の景観の見え方

解説図 建築(1)-9：稜線や海岸線を分断しない高さ

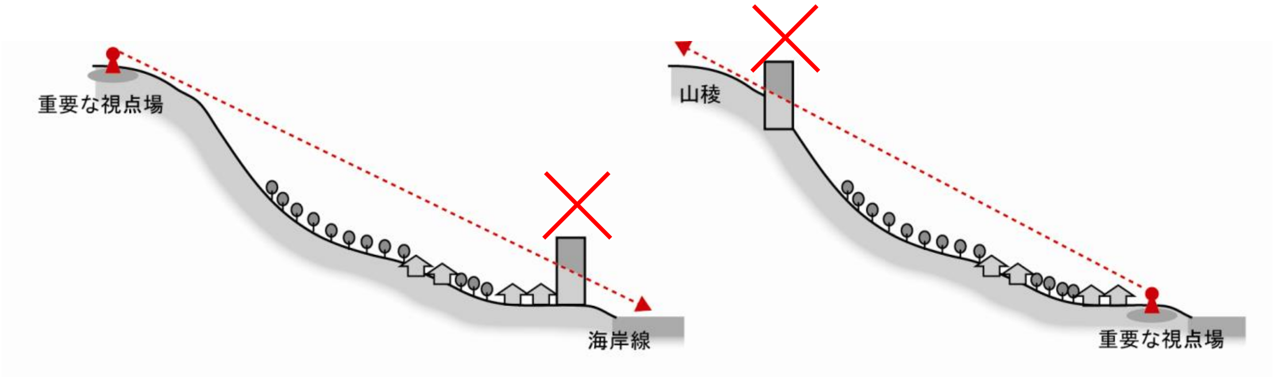

解説図 建築(1)-10：分断の長さの最小化

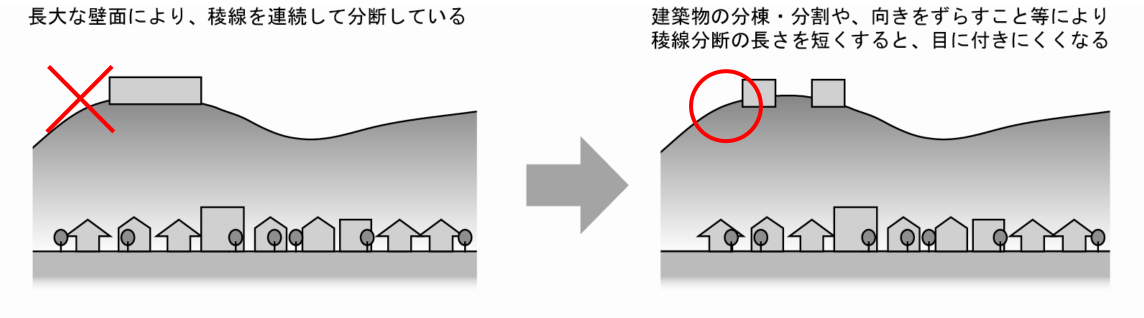

山稜近傍に立地し、連続して稜線を分断している大規模建築物

海岸近傍に立地し、連続して海岸線を分断している大規模建築物

解説図 建築(1)-11：目立たせないための緑化

関連する解説図⇒建築(6)-9～11

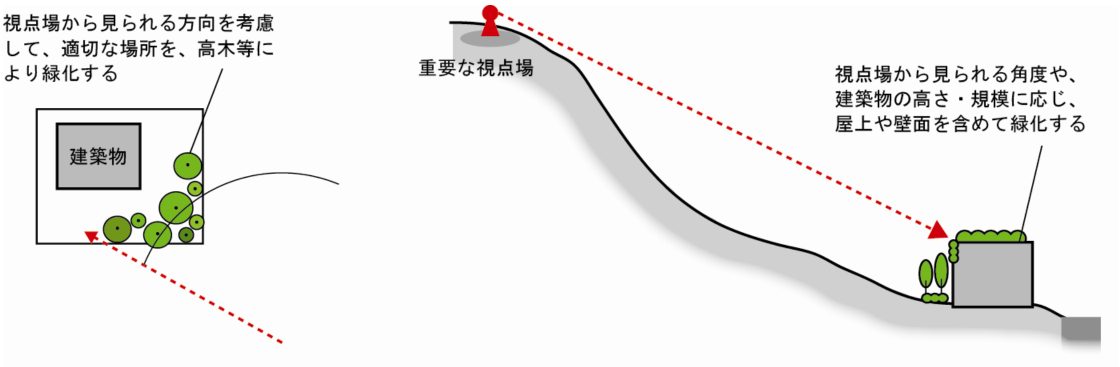

［基準の内容］

④重要な視点場からの眺望を阻害するような、奇抜で目立つ形態意匠を避けること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 行為地と「重要な視点場」との位置関係を確認します。
  ⇒解説図 建築(1)-1：重要な視点場 ※再掲
- 行為地が「重要な視点場」から直接的に見える場所に位置する場合、建築物等の形態意匠は、落ち着きの感じられない奇抜なものや、具像をモチーフとした必然性の無いものを避け、周辺景観から突出しないようにします。
  ⇒解説図 建築(1)-12：目立ちにくい形態意匠

解説図 建築(1)-12：目立ちにくい形態意匠

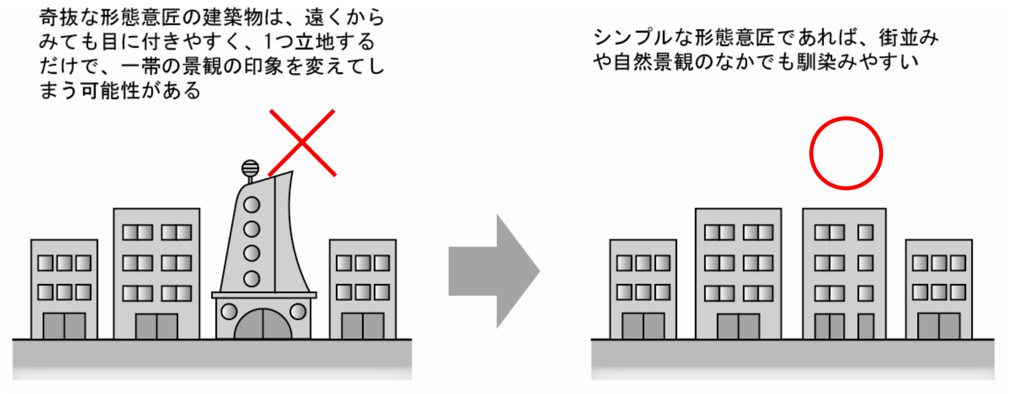

具象をモチーフにした建築物の事例（那覇市）

（２）配置

[基準の内容]

①道路利用者に圧迫感を与えないよう、道路境界線からできる限り後退すること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海]

[手法]

- 周辺への圧迫感の軽減とともに、緑化を図るための空地を確保するため、建築物等の壁面は、道路境界線からできる限り後退させます。特に、大規模な建築物（建築面積 1,500 ㎡または高さ 20m以上等）については、大きく後退させます。
  ⇒解説図 建築(2)-1：道路境界線からの壁面後退
- 壁面後退距離については、行為地の場所に応じて、他法令（風致地区、地区計画）による数値基準を遵守し、または参考にするとともに、沿道建築物の高さ（H）と道路を含めた建築物間の距離（D）との比（D/H）も考慮して、できる限り後退します。
  ⇒解説図 建築(2)-2：壁面後退距離の決め方
- 行為地が幹線道路沿道など、通り景観を重視すべき場所に位置する場合は、街並みの連続性に配慮し、壁面後退にあわせて周辺と壁面線を揃えることも検討します。

解説図 建築(2)-1：道路境界線からの壁面後退

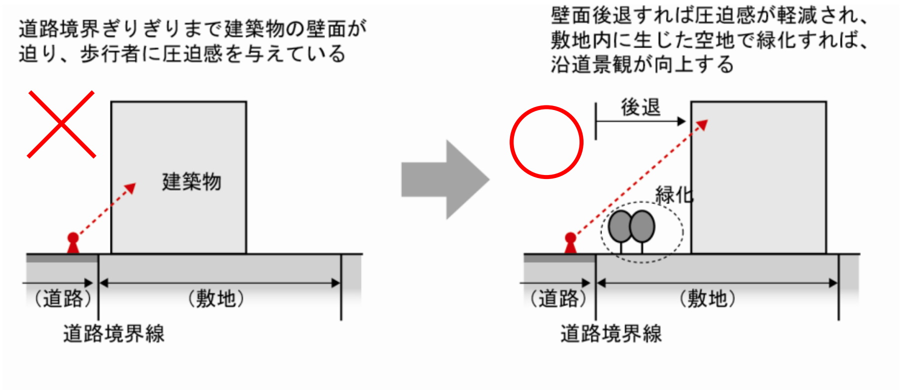

解説図 建築(2)-2：壁面後退距離の決め方

[他法令による壁面後退距離]

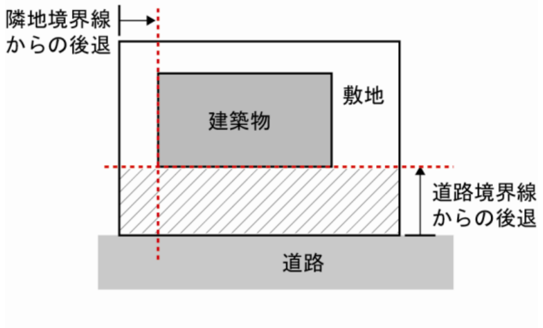

区 分		道路境界線からの壁面後退距離
風致地区	第１種	3.0m以上
	第４種	2.0m以上
地区計画	佐敷字津波古地区	幹線道路：1.5m以上 その他道路：1.0m以上

［Ｄ／Ｈによる壁面後退距離の考え方］

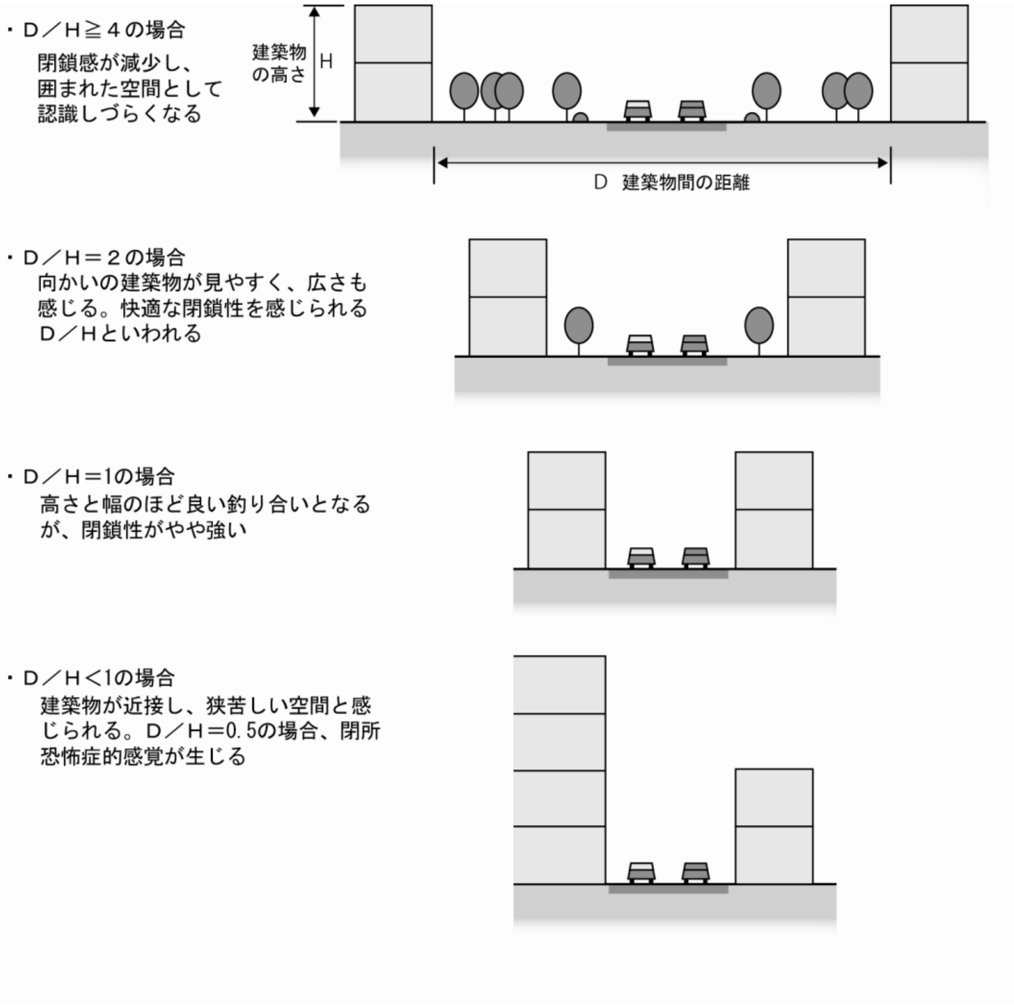

［基準の内容］

②グスク、カー、御嶽等の歴史・文化的資源に近接する場合は、資源の見え方に配慮した配置とすること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

• 行為地が文化財（国・県・市指定による有形文化財・記念物・文化的景観。グスク・御嶽・拝所・樋川・井戸・旧道のうち、景観的な価値を持つその他文化遺産）の敷地の 50m以内に含まれる場合、建築物等は、当該文化財への見通しを阻害しないよう、できる限り離れた場所に配置します。

  ⇒解説図 建築(2)-3：歴史・文化的資源の景観に配慮した配置

• 敷地内に文化財がある場合は、できる限り残し、または移設して活かすようにします。

解説図 建築(2)-3：歴史・文化的資源の景観に配慮した配置

［グスクの場合］

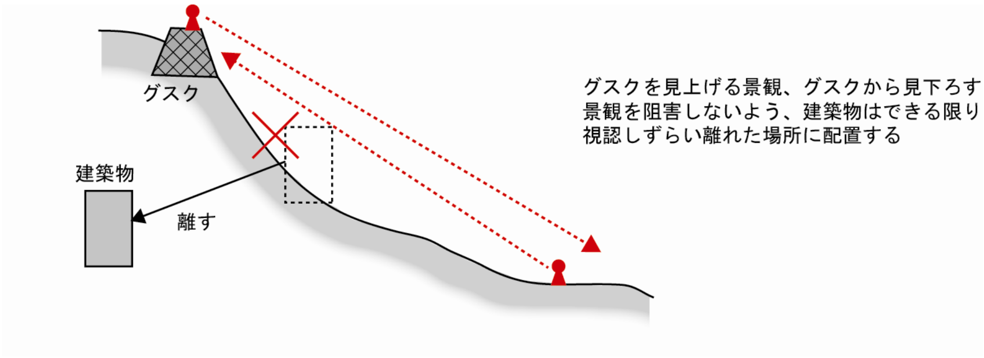

［その他の場合］

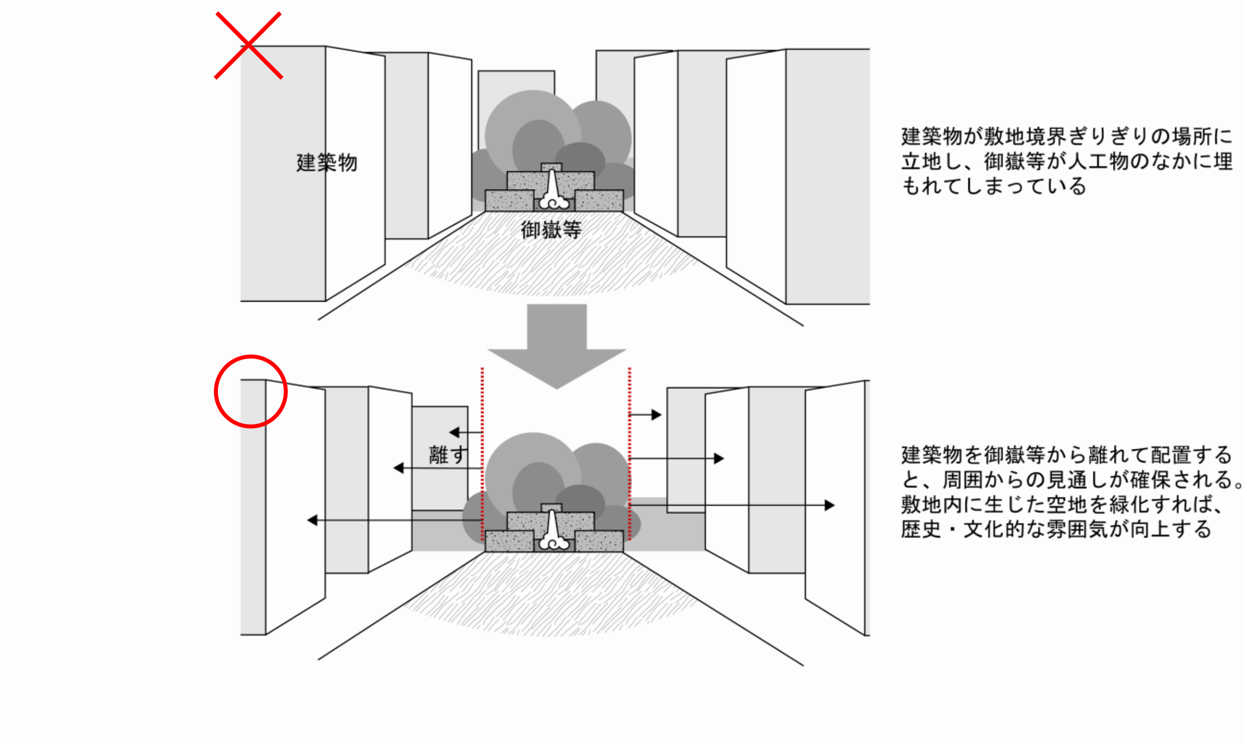

［基準の内容］

③開放感のある水辺空間とするため、海岸線からできる限り後退すること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 **観** **海岸** 八 農 海］

［手法］

・行為地が海・浜辺に面する場合、開放感が感じられる水辺空間が形成されるよう、建築物等の壁面は、海・浜辺からできる限り後退させます。

⇒解説図 建築(2)-4：海・浜辺の景観に配慮した配置

解説図 建築(2)-4：海・浜辺の景観に配慮した配置

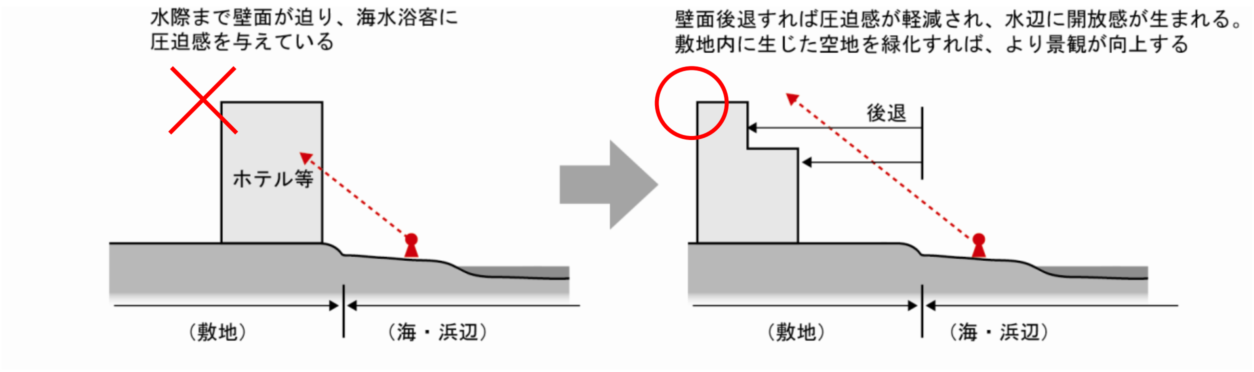

［基準の内容］

④道路利用者による海への見通しに配慮した配置とすること。 ［対象地区･･･低 中 市沿 **農沿** 工 観 海岸 八 農 海］

［手法］

• 行為地が国道331号・県道48号線と海との間に位置する場合、海への見通しや開放感を著しく損なうことが無いよう、建築物等の配置を工夫します。

⇒解説図 建築(1)-4：視点場からの見通し　※再掲

⇒解説図 建築(2)-5：海への見通しや開放感に配慮した配置

解説図 建築(2)-5：海への見通しや開放感に配慮した配置

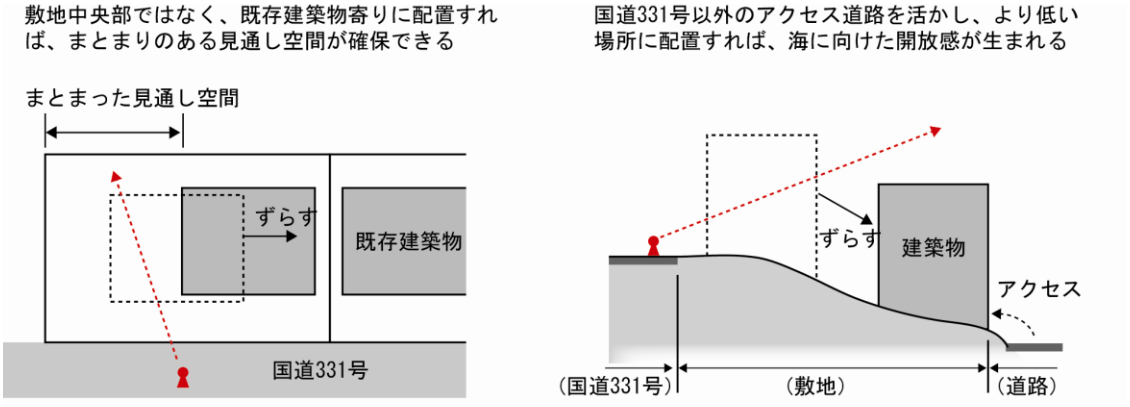

国道 331 号の路面よりも低い場所に建築物を配置（屋上に駐車場を設置）し、海への眺望に配慮している事例

（３）規模

［基準の内容］

①高さは、原則 13m以下とすること。やむを得ず 13mを超える場合は、形態意匠等を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。

［対象地区･･･低 中 市沿 **農沿** 工 観 **海岸** **ハ** **農** 海］

②ホテル・旅館を除き、原則 13m以下とすること。やむを得ず 13mを超える場合は、形態意匠等を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 **観** 海岸 ハ 農 海］

③電波塔等の工作物について、機能上、支障がある場合は、13m以下の基準を適用しないが、その場合も、必要最低限の高さに抑えること。

［対象地区･･･低 中 市沿 **農沿** 工 **観** **海岸** **ハ** **農** 海］

［手法］

- 周辺への圧迫感の軽減や、海や山に向けた眺望景観の保全等を図るため、建築物等の高さは、最大 4 階程度に抑えます（高度利用を図るべき市街地等を除く）。
  ⇒解説図　建築(3)-1：市全体の高さの概念
- 建築基準法による「高さ」の規定により、数値基準を満たします。
  ⇒解説図　建築(3)-2：建築基準法に基づく高さ
- 他法令（用途地域、風致地区）によって高さが制限されている場合は、その規定を厳守するとともに、景観側の数値の方が厳しい場合はこれを満たすようにします。
- 「住居系地域」や「沿道・業務系地域の一部（市街地沿道地区、工業地区）」、「観光・リゾート系地域内のホテル・旅館」では、数値基準を適用しませんが、別途、定性基準に適合させ、周辺景観との調和に配慮します。
- やむを得ず、高さの数値基準を満たすことができない場合は、敷地や建築物の積極的な緑化に加え、地形の高低差を活かした配置の工夫、高さをオーバーする部分の最小化など、景観に与える影響を少なくするための配慮・工夫を行います。
  ⇒解説図　建築(3)-3：景観に与える影響を少なくするための配慮・工夫

解説図 建築(3)-1：市全体の高さの概念

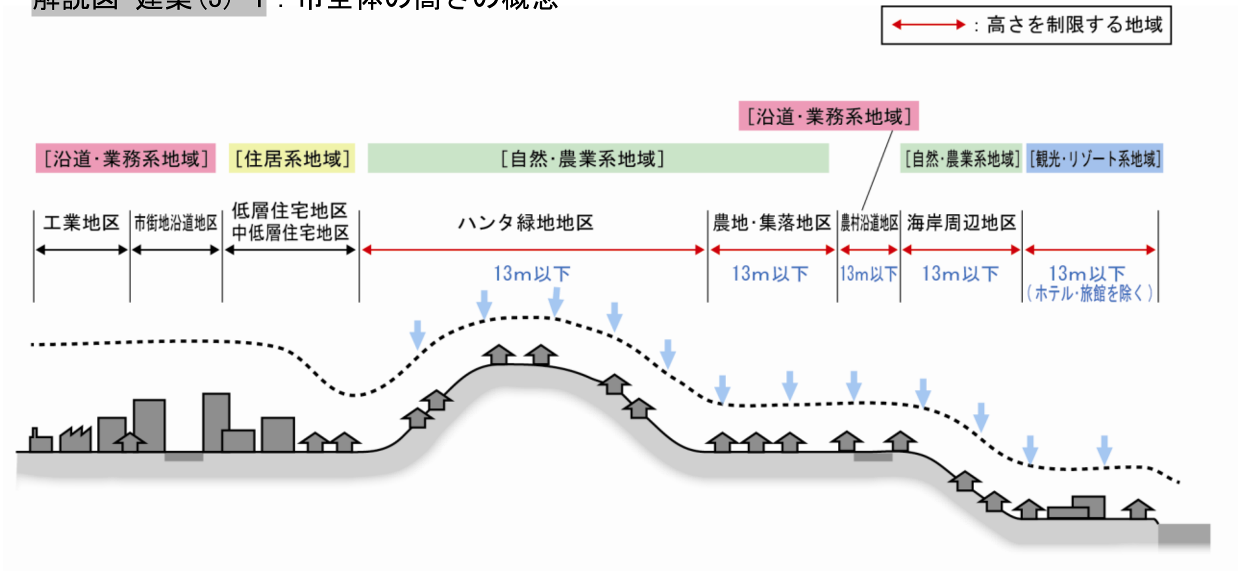

解説図 建築(3)-2：建築基準法に基づく高さ

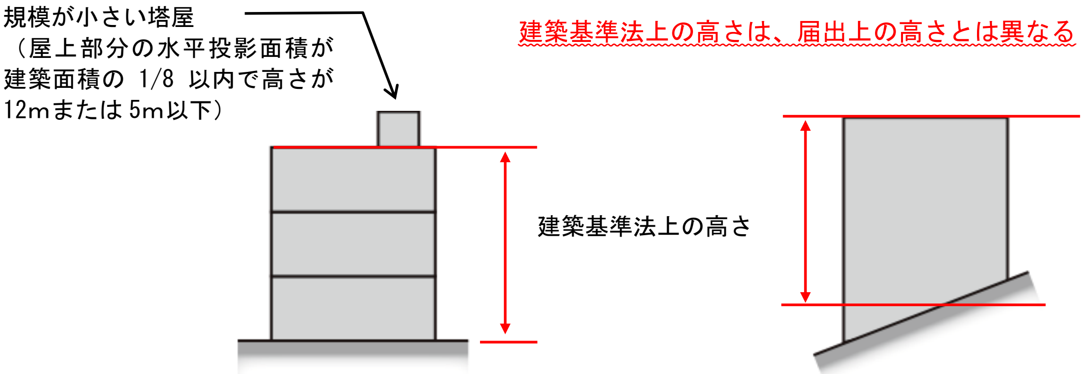

建築基準法上の高さは、届出上の高さとは異なる

・屋上部分の規模の小さい塔屋は高さに含めない
・軽微な建築設備や、軽微な突出物等は高さに含めない

・斜面地の場合は、平均地盤面（建築物が周囲と接する位置の平均の高さにおける水平面）から上端までの高さとする

※詳細は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号（建築物の高さ）を参照のこと

解説図 建築(3)-3：景観に与える影響を少なくするための配慮・工夫

［敷地・建築物の緑化］

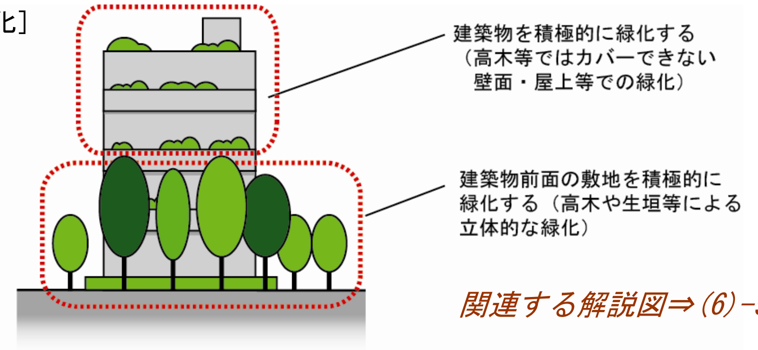

関連する解説図⇒(6)-9～11

［地形の高低差を活かした配置の工夫］

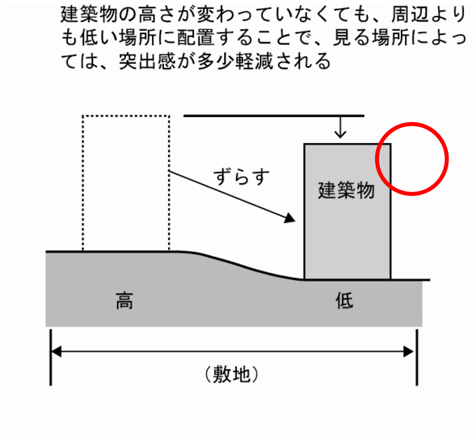

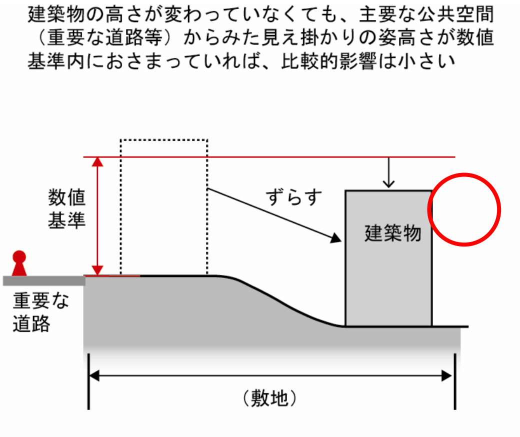

［丘陵地・樹林地との関係を考慮した配置の工夫］

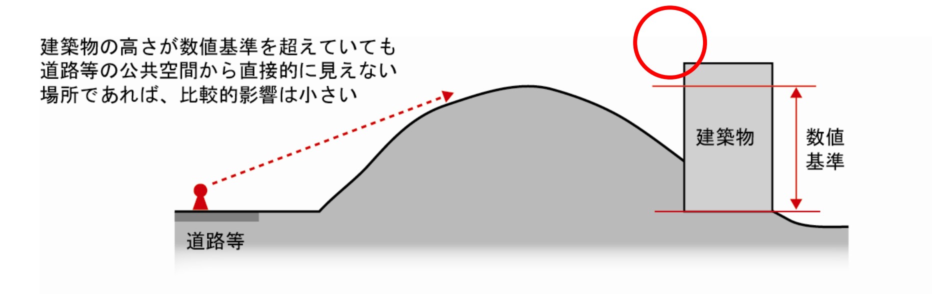

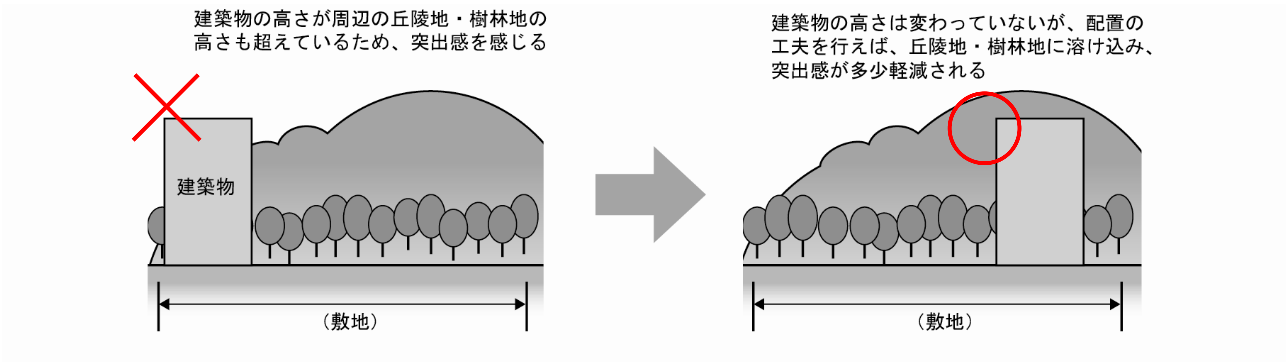

［高さをオーバーする部分の最小化］

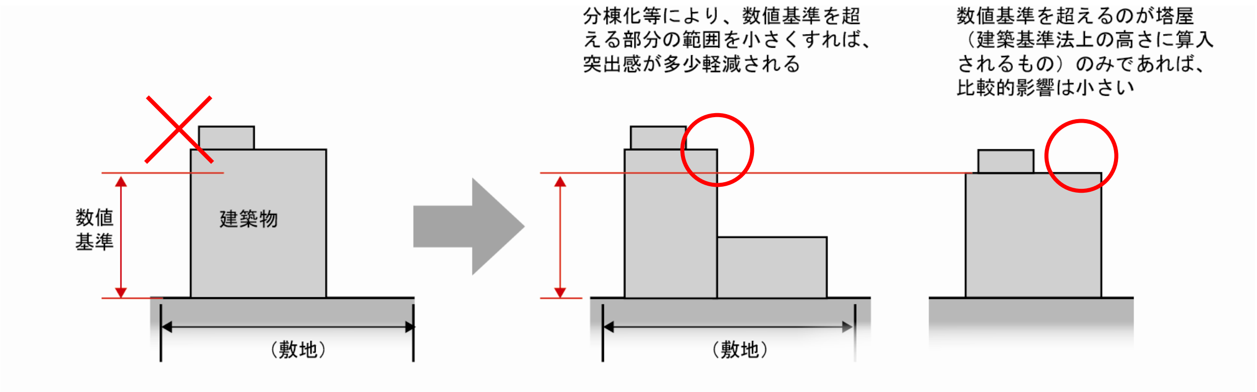

［基準の内容］

④良好な景観が形成されている住宅地・集落に近接する場合は、その街並みの連続性に配慮した高さとすること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

⑤グスク、カー、御嶽等の歴史・文化的資源に近接する場合は、資源の見え方に配慮した高さとすること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 行為地が低層基調の住宅地・集落に近接する場合、高さの数値基準を満たしていても突出し、街並みに違和感を与える可能性があります。そのため、建築物等の高さは、隣地や周辺との連続性に配慮して、数値基準以上にできる限り低く抑えます。
  ⇒*解説図 建築(3)-4：街並みの連続性に配慮した高さ*
- 行為地が文化財（国・県・市指定による有形文化財・記念物・文化的景観。グスク・御嶽・拝所・樋川・井戸・旧道のうち、景観的な価値を持つその他文化遺産）の敷地の 50m以内に含まれる場合、建築物等の高さは、当該文化財への見通しや、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、数値基準以上にできる限り低く抑えます。
  ⇒*解説図 建築(3)-5：歴史・文化的資源の景観に配慮した高さ*

解説図 建築(3)-4：街並みの連続性に配慮した高さ

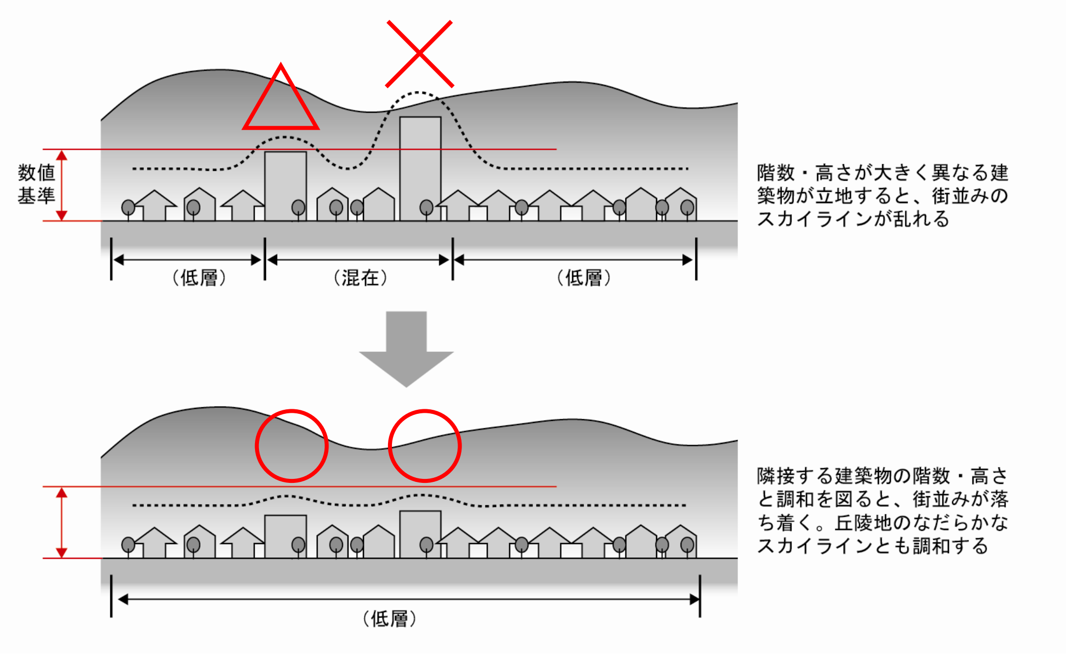

解説図　建築(3)-5：歴史・文化的資源の景観に配慮した高さ

［グスクの場合］　　　　　　［その他の場合］

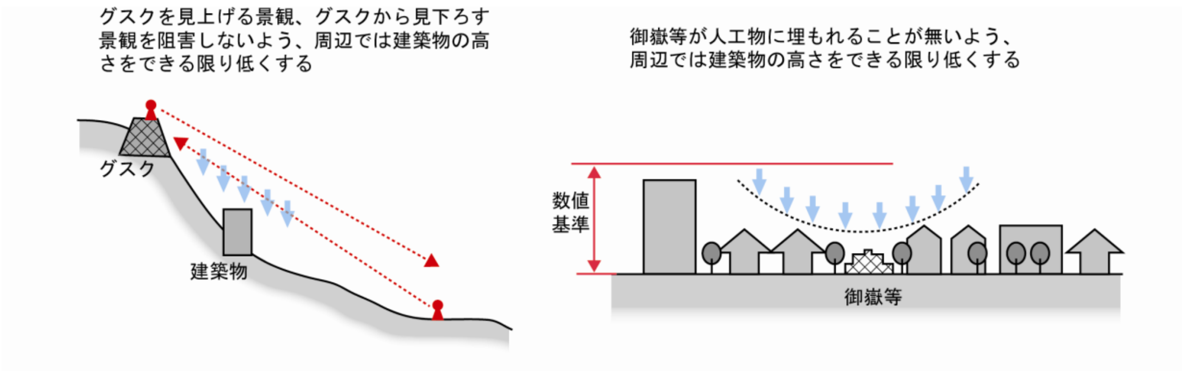

［基準の内容］

> ⑥大規模な建築物の場合は、分棟化等により、周辺景観への影響を軽減すること。
> ［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 大規模な建築物（建築面積1,500㎡または高さ20m以上等）については、分棟・分割や分節化により、実際の規模よりも小さくみせるようにします。

⇒解説図 建築(3)-6：実際の規模よりも小さくみせる工夫

解説図　建築(3)-6：実際の規模よりも小さくみせる工夫

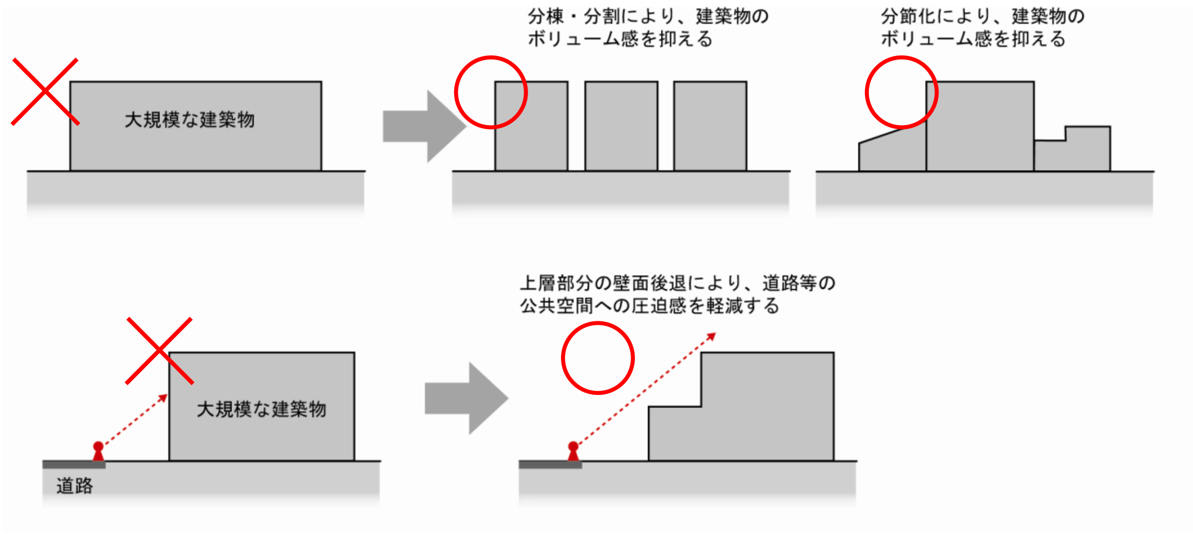

（４）形態意匠

［基準の内容］

①赤瓦、琉球石灰岩、花ブロック等の沖縄の歴史・風土に合った素材をできる限り活用すること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

②ホテル・旅館、その他観光関連の建築物の場合は、沖縄の歴史・風土に合った素材を多用すること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 素焼赤瓦、琉球漆喰、琉球石灰岩、琉球ガラス等の沖縄の伝統的な素材またはこれに準ずる素材や、地場産材をできる限り使用します。
  ⇒解説図 建築(4)−1：伝統的な素材等
- 花ブロックやルーバー、打放しコンクリート等の沖縄特有の日差しの強さや気候にあった素材をできる限り使用します。
  ⇒解説図 建築(4)−2：沖縄の気候・風土に合った素材
- ホテル・旅館、その他観光関連の建築物のうち、特に、大規模なもの（建築面積1,500㎡または高さ20m以上等）については、原則、屋根と外壁それぞれで沖縄の歴史・風土に合った素材を使用し、沖縄らしさを積極的に演出します。

解説図 建築(4)−1：伝統的な素材等

赤瓦屋根の事例

漆喰瓦屋根の事例

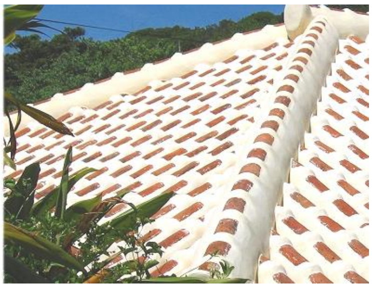

外壁を琉球石灰岩で仕上げた事例

解説図 建築(4)−2：沖縄の気候・風土に合った素材

花ブロックの事例

ルーバーの事例

打放しコンクリートの事例

［基準の内容］

③自然景観に馴染むよう、石材や木材等の自然素材をできる限り活用すること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

④自然景観に馴染むよう、冷たさを感じさせる素材や反射光のある素材は、壁面の大部分にわたっての使用を避けること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 自然地やこれに近接する集落等では、石、木、竹、土、レンガ等の自然界のなかで自然に馴染む素材（①の基準に該当する自然素材を含む）をできる限り使用します。
- アルミ・ステンレス等の金属や、ガラス（無彩色のものを除く）等の反射性・光沢性のある素材は、自然地や落ち着いた雰囲気の集落には馴染みにくいため、見付面積の1/2を超えての使用を避けます。

⇒解説図 建築(4)-3：反射性素材を使用する際の配慮

解説図 建築(4)-3：反射性素材を使用する際の配慮

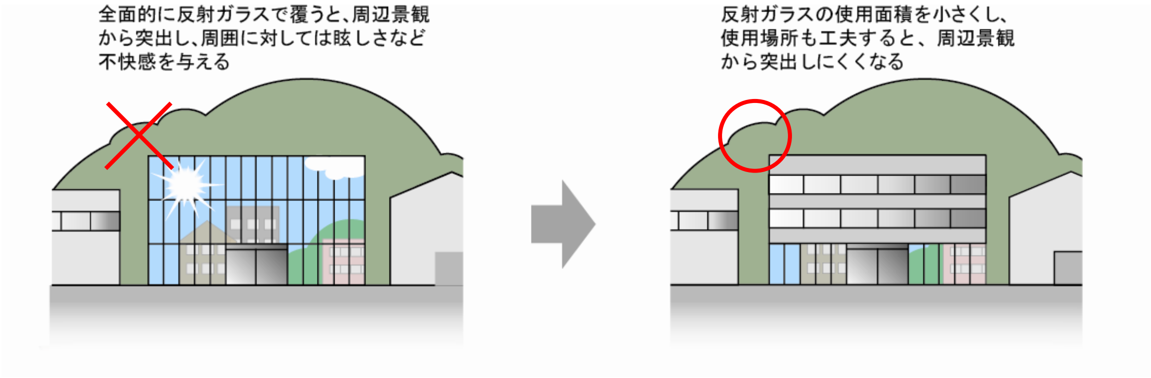

［基準の内容］

⑤大規模な建築物の場合は、形態意匠を工夫し、周辺景観への影響を軽減すること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 大規模な建築物（建築面積1,500㎡または高さ20m以上等）については、大規模で長大な壁面が平滑・単調な印象にならないよう、凹凸のあるデザインにするなど、外壁表面の形状や素材等を工夫します。

⇒解説図 建築(4)-4：圧迫感を軽減するための形態意匠の工夫

解説図 建築(4)-4：圧迫感を軽減するための形態意匠の工夫

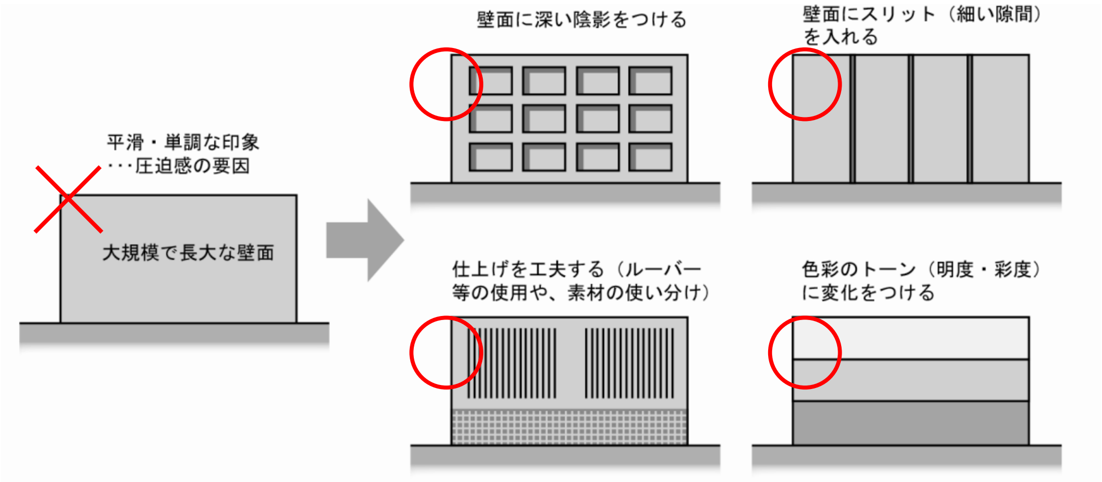

[基準の内容]

⑥良好な景観が形成されている集落に近接する場合は、その街並みの連続性に配慮した形態意匠とすること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海]

⑦グスク、カー、御嶽等の歴史・文化的資源に近接する場合は、これらと調和する形態意匠とし、雰囲気を損なわないよう配慮すること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海]

[手法]

- 奇抜で目立つ形態意匠を避けます。
  ⇒解説図 建築(1)-12：目立ちにくい形態意匠 ※再掲
- 沖縄らしいデザイン要素を積極的に活かすよう努めます。特に、赤瓦、寄棟造りの屋根、アマハジ、ヒンプン、屋敷林、石垣・生垣等で構成される、昔ながらの街並みの作法をできる限り継承し、新たなデザインにも取り入れるようにします。
  ⇒解説図 建築(4)-5：昔ながらの街並みの作法
- 行為地が「重点地区（候補地を含む）」等の伝統集落に近接する場合は、昔ながらの街並みの作法も参考にしながら、形態意匠を工夫し、街並みの連続性が途切れないように、または良好な街並みが形成されるようにします。
  ⇒解説図 建築(4)-6：良好な街並みの維持に配慮した形態意匠
- 行為地が文化財（国・県・市指定による有形文化財・記念物・文化的景観。グスク・御嶽・拝所・樋川・井戸・旧道のうち、景観的な価値を持つその他文化遺産）の敷地の 50m以内に含まれる場合は、昔ながらの街並みの作法も参考にしながら、形態意匠を工夫し、文化財の存在感を侵さないようにします。

解説図 建築(4)-5：昔ながらの街並みの作法

セメント瓦、寄棟造りの屋根、屋敷林、石垣等で構成される住宅（久高島）

赤瓦、寄棟造りの屋根、ヒンプン、アマハジ、石獅等で構成される住宅（おきなわワールド内）

解説図 建築(4)-6：良好な街並みの維持に配慮した形態意匠

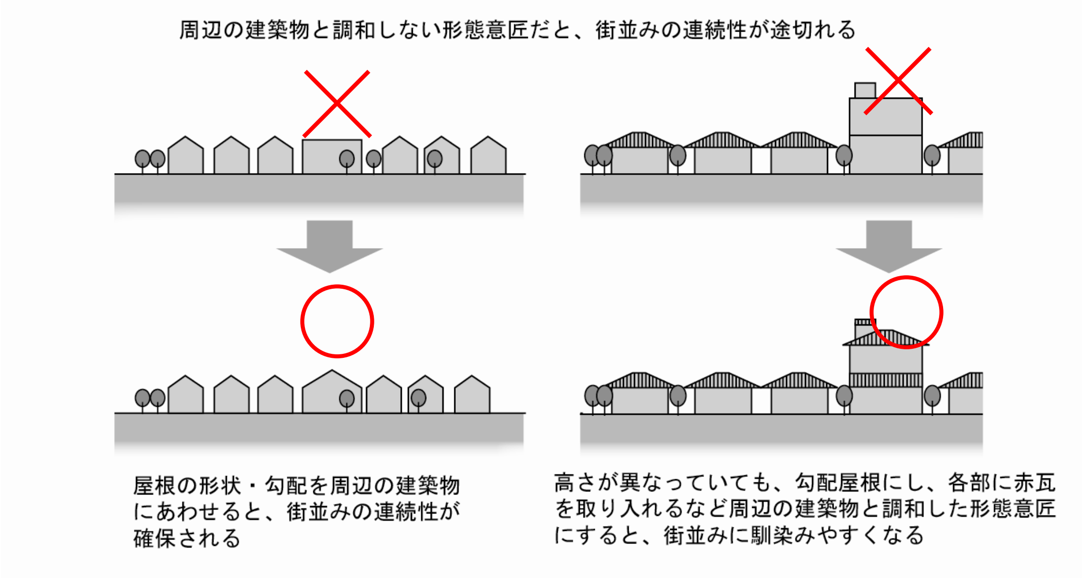

[基準の内容]

⑧できる限り勾配のある屋根とすること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海]

[手法]

- できる限り寄棟等による勾配屋根をかけ、背景の丘陵地・樹木が持つなだらかなスカイライン（輪郭）に馴染むようにします。
  ⇒解説図 建築(4)-7：山並みに馴染む屋根形状
- 屋根の勾配は、3／10～5／10を基本に、極端な急勾配・緩勾配を避けます。
  ⇒解説図 建築(4)-8：屋根の勾配の見え方

・やむを得ず陸屋根とする場合は、勾配のある屋根を模した屋上壁面（パラペット）を設置するなど、形態意匠の工夫により、山並みに馴染むようにします。

解説図　建築(4)-7：山並みに馴染む屋根形状

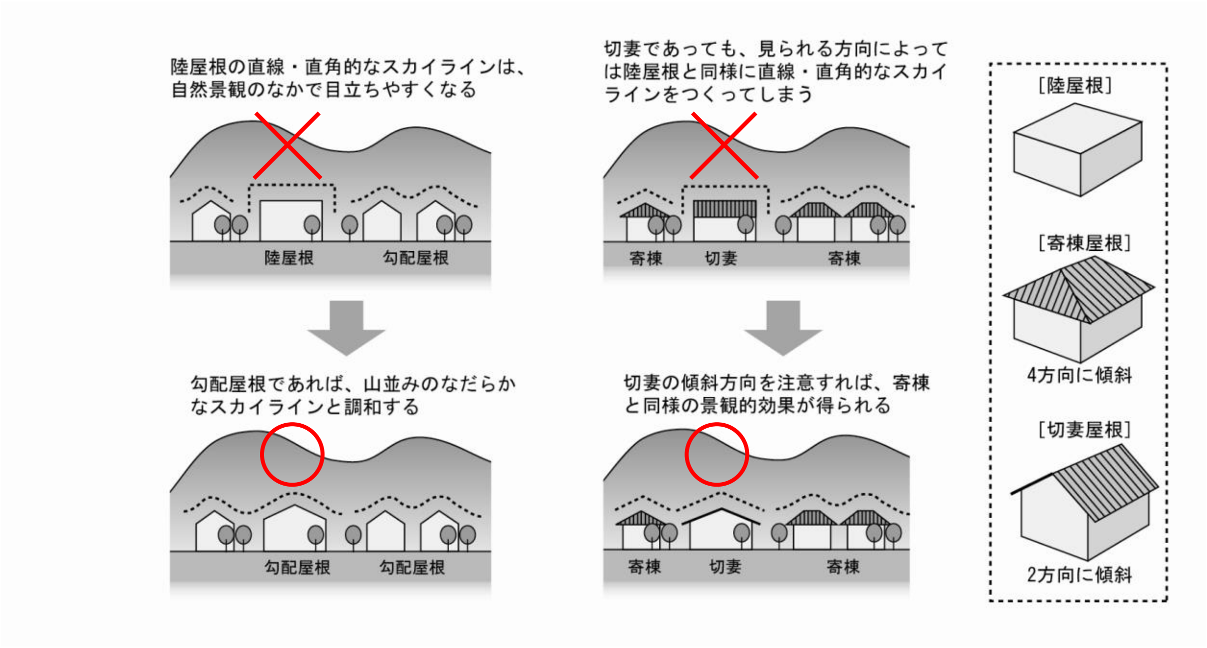

部分的に形状を変え、こちら側に勾配を
うまく見せている切妻屋根の事例
（壁面素材に木材を使用していることも
あって、より自然景観に馴染んでいる）

解説図　建築(4)-8：屋根の勾配の見え方

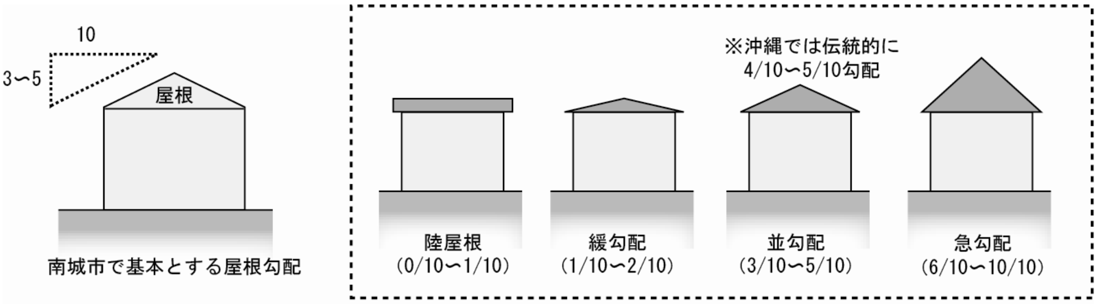

（５）色彩

[基準の内容]

①外壁の基調色は、周辺の景観と調和した色相とし、淡いトーン（高明度、低彩度）でまとめること。ただし、自然素材を活用する場合等はこの限りでない。
［対象地区･･･ 低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

[手法]

- 建築物等の外壁の基調色は、マンセル値による数値基準（明度８以上、彩度２以下）に適合させます。なお、この数値基準は、「目立たない」「落ち着いた」雰囲気を大切にしたものであり、市内の現況も踏まえています。
  ⇒解説図 建築(5)-1：マンセル値の定義
  ⇒解説図 建築(5)-2：基調色、その他の色彩構成要素
  ⇒解説図 建築(5)-3：マンセル値による数値基準
- マンセル値による数値基準を満たした上で、「類似調和」を基本に、周辺の色彩に馴染むようにします。なお、色相について、暖色系（黄赤、黄など）や無彩色（白など）は、親しみやすく、自然景観にも馴染みやすいため、迷った場合はこれらを選択することを検討します。
  ⇒解説図 建築(5)-4：類似調和
- 着色しない木材・石材・焼物・コンクリート・ガラス・金属等の素材で仕上げる場合は、基準の対象外とします。ただし、金属やガラスは、太陽光を反射し、使用する場所や面積によっては周辺景観と調和しない場合があるため、注意します。
  ⇒解説図 建築(4)-3：反射性素材を使用する際の配慮　※再掲
- 他法令（風致地区）によってマンセル値の数値基準が設定されている場合は、その規定を厳守するとともに、景観側の数値の方が厳しい場合はこれを満たすようにします。

解説図 建築(5)-1：マンセル値の定義

マンセル値とは、日本工業規格（JIS）に採用されている国際的な色彩の尺度である。
「色相」、「明度」、「彩度」という３つの属性の組み合わせによって１つの色彩を表現している。

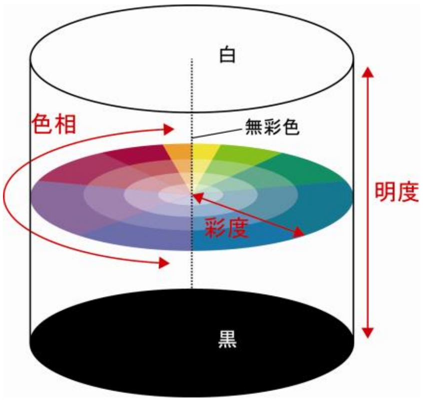

［イメージ図］

［色相］
・赤、黄、緑、青などの色合いを意味する
・R（赤）や YR（黄赤）など、10 色相で表し、各々の色は 5 を中心とした 1～10 の数値で細分される
・白や黒などの色味のない色は、<u>無彩色</u>といい、N で表される
・赤・黄赤・黄などの赤系を<u>暖色</u>、青紫・青・青緑などの青系を<u>寒色</u>と呼ぶ

［イメージ図］

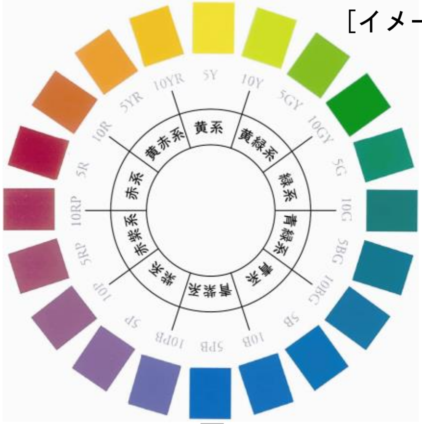

［明度］
・明るさの度合いを意味する
・完全な黒を 0、完全な白を 10 として、数値で明度の度合いを表す
・数値の大小によって、高明度（明るい色）、低明度（暗い色）といった呼び方もする

明度＋彩度＝「トーン」という概念となる

［彩度］
・色の鮮やかさを意味する
・無彩色を 0 とし、鮮やかなほど数値が大きくなる。色相により数値の上限は異なる
・数値の大小によって、高彩度（鮮やかな色）、低彩度（くすんだ色）といった呼び方もする

青紫（5PB）の場合

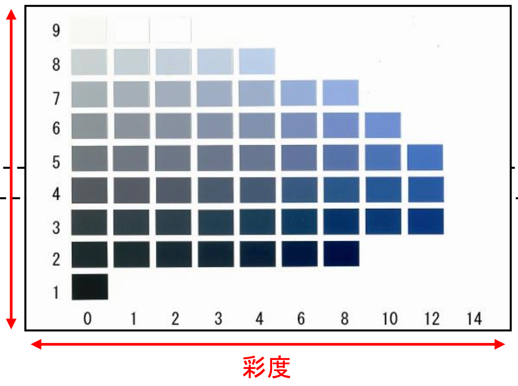

［マンセル値の表現の仕方と読み方］

ごぴーぴー　ろく　の　じゅう
5PB 6 / 10
色相　明度　彩度

※無彩色の場合

えぬ　なな
N 7
色相　明度

青紫（5PB）の場合

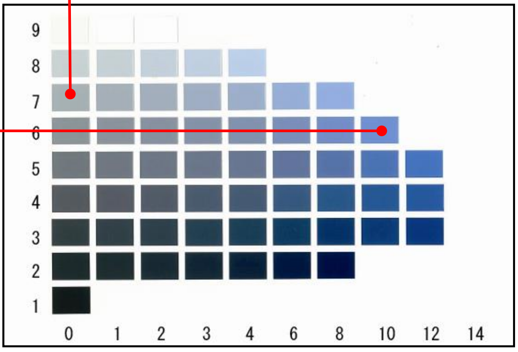

解説図 建築(5)-2：基調色、その他の色彩構成要素

建築物等の色彩は、一般的に「基調色」「補助色」「強調色」「屋根色」で構成される。
良好な景観を形成するには、これらの面積の割合や色使いに配慮することが必要。

［屋根色（ルーフカラー）］
基調色に次ぐ大きな面積を占める色。
本市では、屋根色に関する基準を定めている（ただし、陸屋根の上面など、周囲から視認できない部分は、原則、基準の対象とならない。）

［基調色（ベースカラー）］
外観のなかで最も大きな面積（外壁各面の見付面積の 70%以上とする）を占める色であり、全体のイメージを左右する。
本市では、基調色に関する基準を定めており、本ガイドラインにて、使用可能な色の範囲も定めている。
⇒解説図 建築(5)-3 を参照

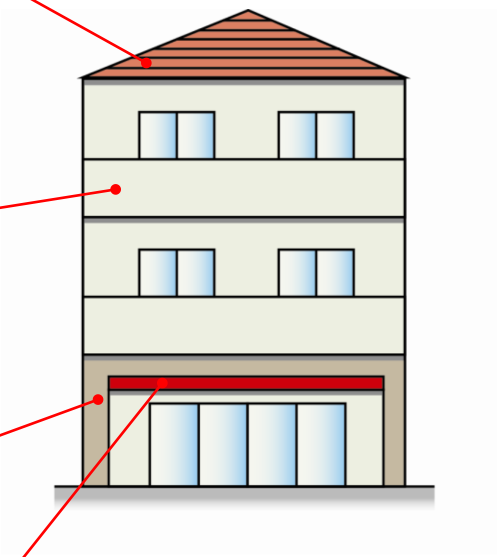

［補助色（サブカラー）］
基調色を補完して、全体のイメージを演出する色。全体のまとまりを考慮すると、一般的には、外壁の 25%程度とされている。

［強調色（アクセントカラー）］
小さな面積に使用して全体を引き締める色。装飾効果もある。全体のまとまりを考慮すると、一般的には、外壁の 5%程度とされている。

※「補助色」や「強調色」は、基準を定めていないが、建物用途や地域に応じて適切に使用することが必要

［参考：市内の建築物（基調色）の色彩分布イメージ　※現状］

建築物の大半がこの範囲（淡いトーンの色彩）

建築物の過半が暖色系（R～YR～Y）の色相

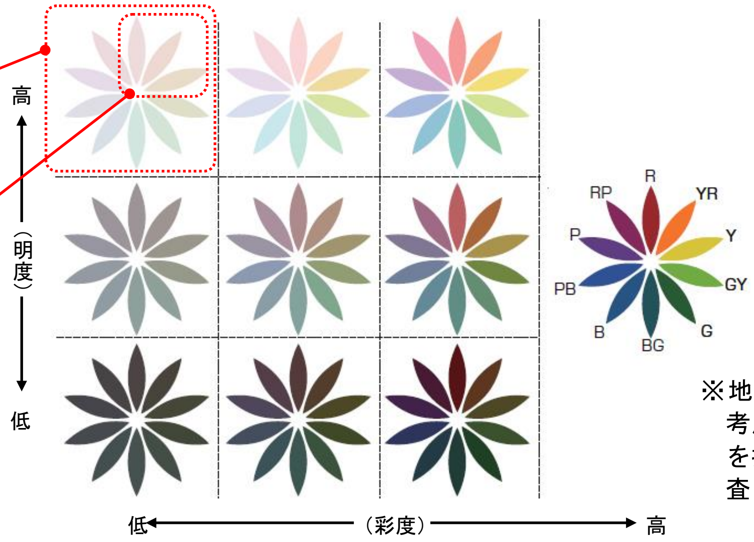

※地域間バランスを考慮しつつ 500 件を抽出し、簡易に調査した結果

解説図 建築(5)-3：マンセル値による数値基準

外壁の基調色として使用可能な色の範囲は、下図のとおりである。

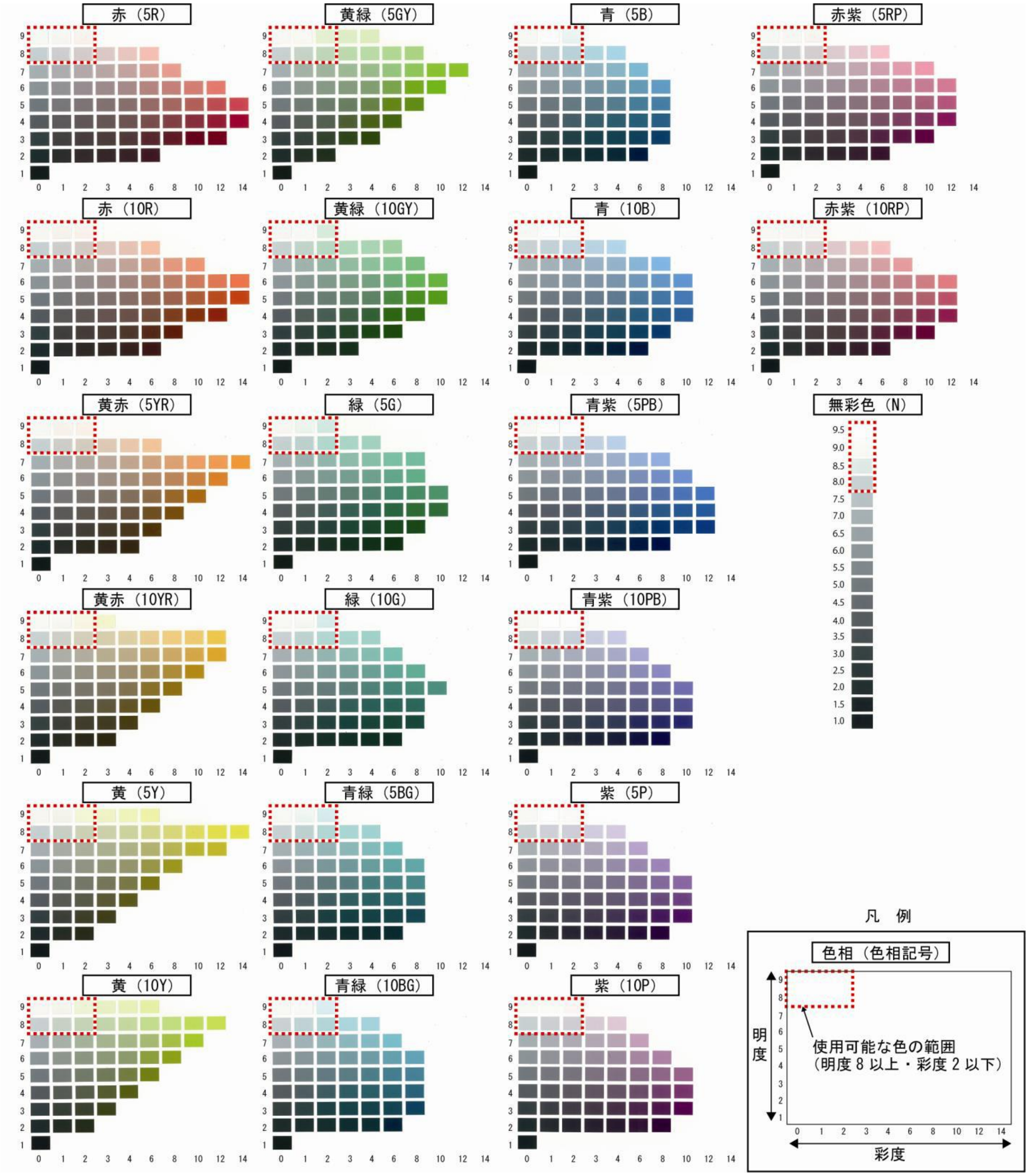

出展：マンセルシステムによる色彩の定規（日本色研事業株式会社）
注：図面では代表的な色相･明度･彩度を表示。また、図面は印刷したものであり、実際の色合いとは異なる

外壁に原色を使用している建築物・工作物の事例

解説図 建築(5)-4：類似調和

配色の方法は、大きく「類似調和」と「対照調和」の 2 つに分類できる。
景観的効果はそれぞれだが、地域の景観に配慮するという意味では、「類似調和」が基本となる。

［類似調和］

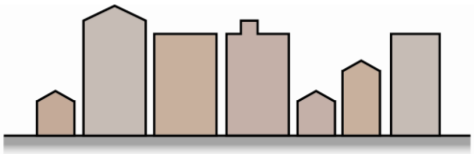

建築物間で色彩（色相･明度･彩度）を一定の範囲に揃えると、秩序感が生まれる

［対照調和］

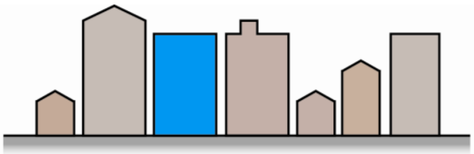

周辺の色彩と大きく差をつけると、地域のランドマークやアクセントになる

［類似色でまとめる（類似した色相･明度･彩度の色を選ぶ）］

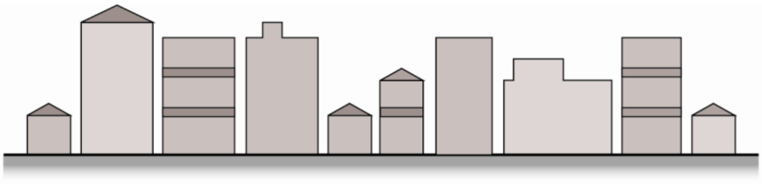

⇒類似色でまとめると、統一感を高めることができる。ただし、同じ色彩で揃えすぎると、単調な景観になる場合もある

［類似した色相でまとめる（類似した色相で異なったトーンの色を選ぶ）］

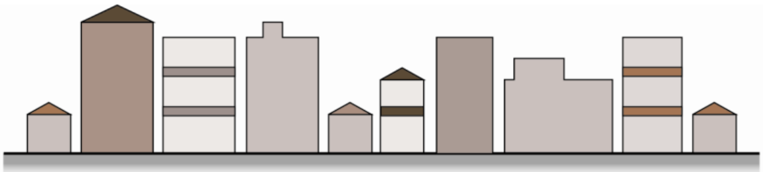

⇒一般的な配色。暖色系の色相でまとめると、落ち着いた景観になる

［同一トーンでまとめる（同一のトーンで異なった色相を選ぶ）］

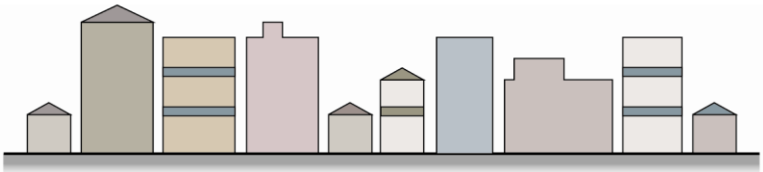

⇒大きく異なる色相でも、同じトーンでまとめることで、落ち着きを持たせながら、適度に個性や賑わいを演出することができる

解説図 建築(5)-4：類似調和　※続き（類似調和に関するヒント）

[類似色相について]

2 色間の色の距離を角度で表したものを「対比度」といい、一般的に、その色を中心として左右それぞれ概ね 45 度内の色相が「類似色相」といえる。

[許容できる明度差・彩度差について]

一般的に、2 色間の明度差を 1 程度、彩度差を 2 程度に抑えれば、その 2 色の組み合わせは調和しているといえる。

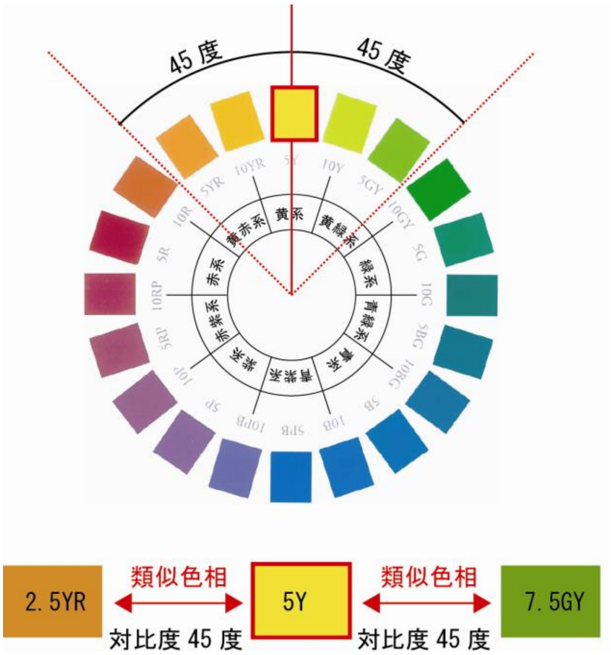

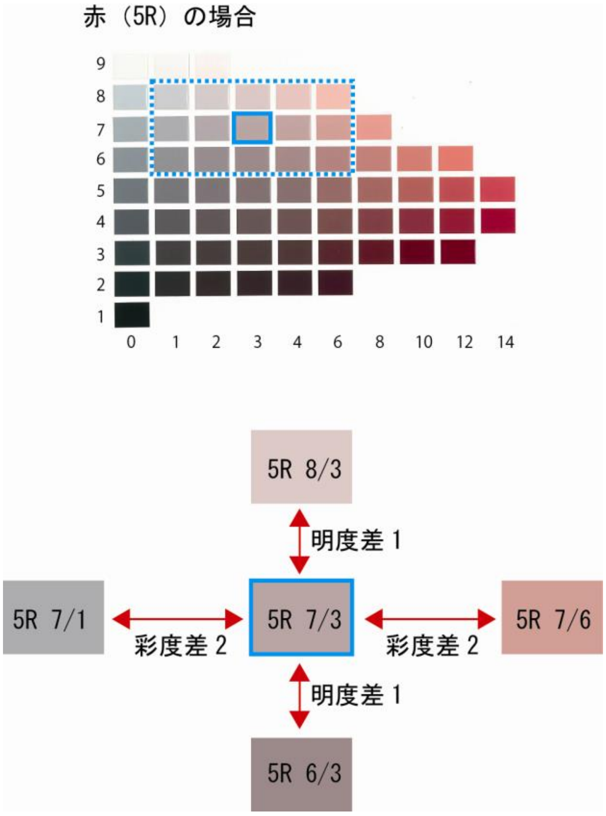

[隣接色や背景色との対比]

P58 の図面は、建築物の「隣接色」との関係性を考慮した類似調和といえる。
山・空・海などの「背景色」との関係性も考慮して、類似調和を図ることが望ましい。

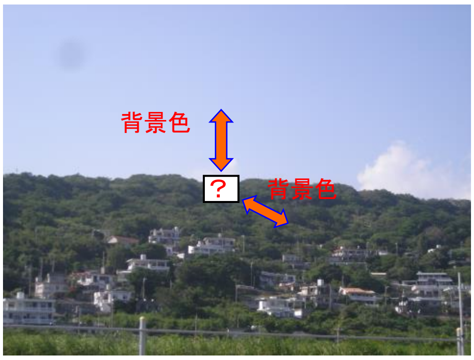

背景色に馴染みやすい色彩の例
・空･･･低彩度で高明度の暖色系、高明度の無彩色
・緑･･･低彩度でやや明度を抑えた暖色系

［基準の内容］

②屋根の色彩は、極端な低明度や高彩度を避けるとともに、外壁の基調色との調和を図ること。 ［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 極端な低明度（参考値：3以下）や高彩度（参考値：7以上）の使用を避けます。

  ⇒解説図　建築(5)-5：低明度と高彩度

- 屋根色の色相については、建築物全体のバランスをとるため、外壁の基調色の色相と類似したものを選びます。なお、赤瓦色（素焼）は、親しみやすく、自然景観にも馴染みやすいため、迷った場合はこれを選択することを検討します。

  ⇒解説図　建築(5)-6：外壁との色彩バランス

- 着色しない木材・石材・焼物・コンクリート・ガラス・金属等の素材で仕上げる場合の基準の取り扱いは、外壁と同様です。

解説図　建築(5)-5：低明度と高彩度

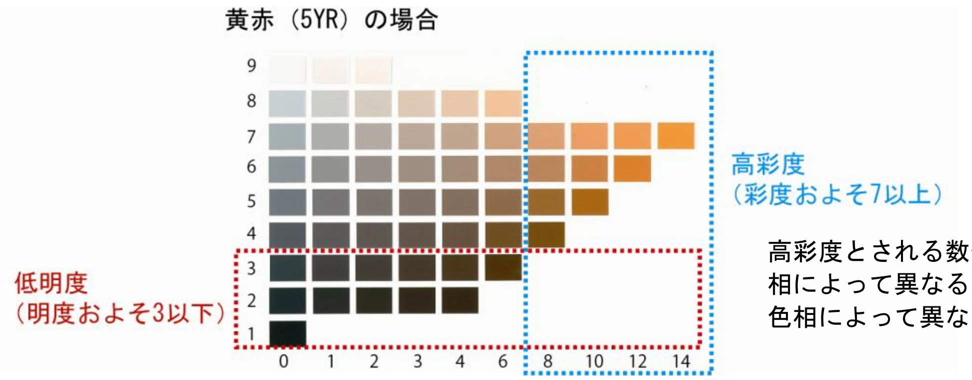

高彩度とされる数値は、実際には色相によって異なる（彩度の最大値が色相によって異なるため）

解説図　建築(5)-6：外壁との色彩バランス

落ち着いた色彩同士の配色であっても、色相の差の大きな組み合わせは、調和しにくくなるため、注意が必要

類似した色相の組み合わせは、調和して見える

色相が大きく異なる色の組み合わせは、チグハグな印象になる

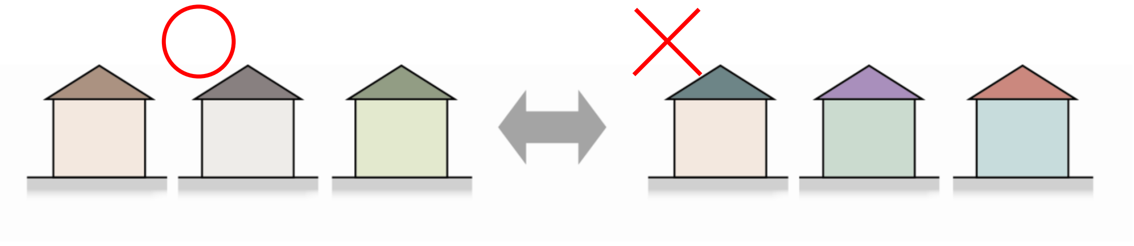

［基準の内容］

③電波塔等の面的な広がりの無い工作物の色彩は、低彩度にするとともに、周辺の景観との調和を図ること。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

- 電波塔、鉄塔、フェンス等の柱状その他面的な広がりの無い工作物の色彩は、マンセル値による数値基準（彩度２以下）に適合させます。
  ⇒解説図 建築(5)-3：マンセル値による数値基準 ※再掲
- 行為地が「自然・農業系地域」「観光・リゾート系地域」等の自然度の高い地域に位置する場合は、高明度を避けるとともに、暖色系や無彩色の色相による色使いによって、周囲の緑に馴染ませるようにします。
  ⇒解説図 建築(5)-7：自然景観に馴染む工作物の色彩
  ⇒解説図 建築(5)-1：マンセル値の定義 ※再掲
- 高所に位置するなど、空が背景となる場合は、淡い色使いによって、空に馴染ませるようにします。
  ⇒解説図 建築(5)-8：空に馴染む工作物の色彩

解説図 建築(5)-7：自然景観に馴染む工作物の色彩

暗い茶系の色使いのため、背景の緑に馴染んでいる事例

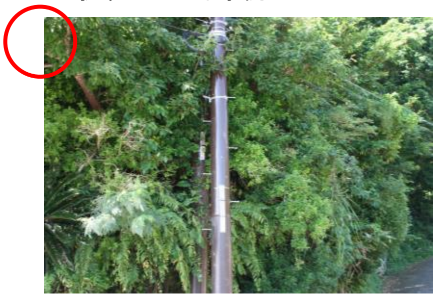

背景の緑に近い色相だが、明度・彩度が高く、違和感が出ている事例

解説図 建築(5)-8：空に馴染む工作物の色彩

無彩色の明るい色使いのため、背景の空に馴染んでいる事例

空色（淡い青色）で修景され、背景の空に馴染んでいる事例

※沖縄県景観形成ガイドラインより

［基準の内容］

④グスク、カー、御嶽等の歴史・文化的資源に近接する場合は、これらと調和する色彩とし、雰囲気を損なわないよう配慮すること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

・行為地が文化財（国・県・市指定による有形文化財・記念物・文化的景観。グスク・御嶽・拝所・樋川・井戸・旧道のうち、景観的な価値を持つその他文化遺産）の敷地の 50m以内に含まれる場合、建築物等は、原則として、暖色系・無彩色以外の色相は使用しないようにします。

⇒解説図 建築(5)-1：マンセル値の定義 ※再掲

・明度や彩度については、①～③の基準と同様の取り扱いとします。

（６）緑化

[基準の内容]

①原則、緑地率 10%以上を確保すること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

②原則、緑地率 20%以上を確保すること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

[手法]

- 緑豊かな市街地景観の創出または周辺の自然景観との調和を図るため、建築物等の敷地では緑化を積極化し、緑地率の最低限度を満たすようにします。ただし、敷地条件等により、困難な場合は、この限りではありません。
  ⇒解説図 建築(6)−1：市全体の緑地率の概念
- 緑地率の算定については、地面上の緑化（土地に定着する樹木等）を対象とします。沿道側でのボーナスもうまく活かして、効果的に緑化を行うようにします。
  ⇒解説図 建築(6)−2：緑地率の算定方法
- 建築物上（屋上・壁面等）の緑化については、敷地条件等により地面上での緑化が困難な場合、または高台等から眺望されやすく建築物上の緑化が有効な場合において、市との協議の上、緑地率に算入します。
  ⇒解説図 建築(6)−3：建築物上の緑化に関する緑地率の算定
- 他法令（風致地区）によって緑地率が設定されている場合は、その規定を厳守するとともに、景観側の数値の方が厳しい場合はこれを満たすようにします。なお、風致地区での緑地率の算定方法は、景観側と一部異なる場合があるため、市に確認します。
- 植栽する樹木は、在来種を用いるものとし、外来種を用いる場合はアクセント程度とします。また、良好な景観を形成している既存の樹木はできる限り保存し、または移植して修景に活かします。
  ⇒解説図 建築(6)−4：南城市に馴染む主な樹木等

解説図 建築(6)−1：市全体の緑地率の概念

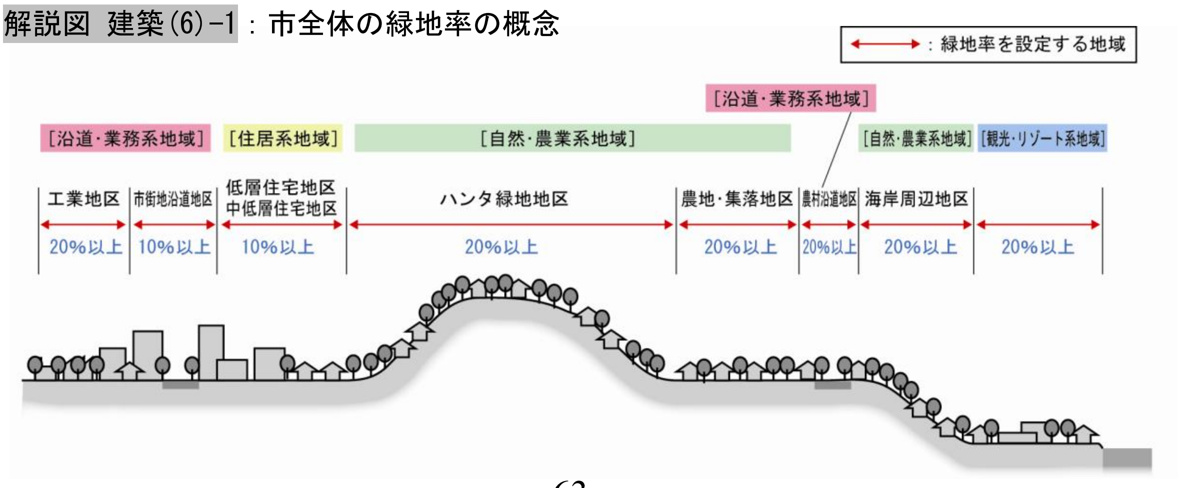

解説図 建築(6)-2：緑地率の算定方法

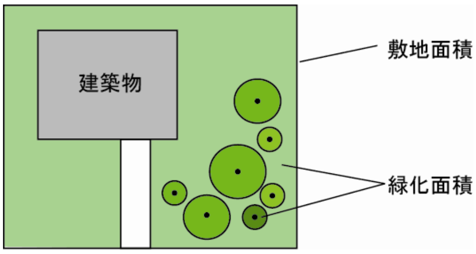

$$\text{緑地率} = \frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

上記数値が、各地域で定められている緑地率の最低限度以上であれば適合

緑化面積＝S1+S2+S3+S4+S5

- S1：樹木
- S2：芝・その他の地被植物で表面が被われている部分
- S3：花壇・その他これに類するもので表面が被われている部分
- S4：池・水流・その他これらに類するもの
- S5：緑化施設の一部である園路・土留・その他の施設

※S1～S5 の算定方法は、都市緑地法施行規則第 9 条の規定を準用

※沖縄らしい景観素材及び植生に配慮した緑化は、緑化面積に含めるものとし、公共用地（建築基準法上の道路含む。）からの距離３ｍ以内を１倍、３ｍを超える場合は 0.5 倍で掛けるものとします。

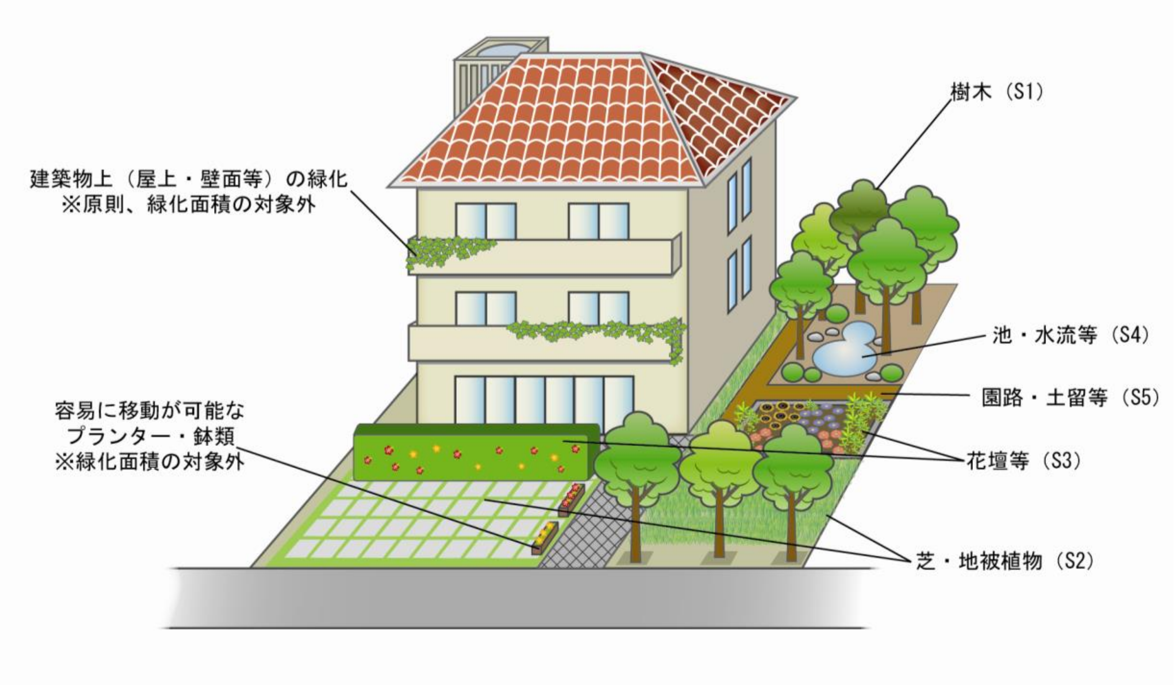

［樹木（S1）］
①～③のいずれかの方法で算定する。①～③の組み合わせも可能

①樹冠の水平投影面積の合計（S1a）

S1a＝（樹冠の半径）^{2}×円周率

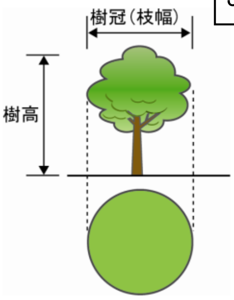

・円形樹冠以外の場合は、楕円形・正多角形による水平投影面積を、樹冠面積とする
・単木で植栽する場合等に用いやすい方法
・比較的大きな既存樹木を利用する場合に有効

②樹高による「みなし樹冠」の水平投影面積の合計（S1b）

S1b＝（樹高に応じたみなし樹冠の半径）^{2}×円周率

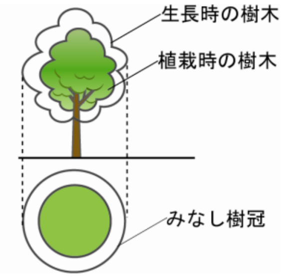

樹高 ※植栽時	みなし 樹冠の 半径	算定 面積
1m～2.5m 未満	1.1m	3.8 ㎡
2.5m～4m未満	1.6m	8.0 ㎡
4m 以上	2.1m	13.8 ㎡

・樹高 1m以上の樹木について簡便に緑化面積を求める方法
・単木で植栽する場合等に用いやすい方法
・ヤシ類は対象外

※①②の算定上の留意点
・樹木同士の樹冠が重なる場合、重複計上が可能
・建築物等に重なる部分、敷地外にある部分も計上可能

③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計（S1c）

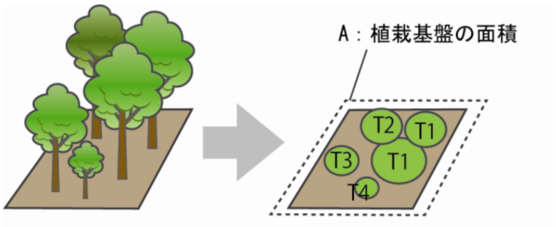

【植栽密度の条件】
A≦18T1+10T2+4T3+T4
・T1：高さ4m以上の樹木の本数
・T2：高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数
・T3：高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数
・T4：高さ1m未満の樹木の本数
※樹高は植栽時

・植栽基盤（土壌その他の資材）に複数の樹木が適切な配置で植栽されている場合、当該区域がすべて樹冠で覆われていなくても植栽基盤の水平投影面積を緑化面積とすることが可能
・左記の植栽密度を満たす場合に適用可能
・偏った配置（1 箇所に偏って密植する等）や将来性の無い疎な植栽（高さ 1m未満の樹木が主体である等）は、適用不可
・ヤシ類は対象外

［芝・その他の地被植物で表面が被われている部分（S2）］
芝・その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積とする。

S2＝L×W

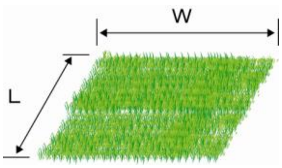

・駐車場の緑化（緑化ブロック）も対象とする
・芝生以外の地被植物としては、例えば、雑草芝、クローバー、イワダレソウ、リュウノヒゲ、ヒメツルソバ等が挙げられる

雑草芝

クローバー

[花壇・その他これに類するもので表面が被われている部分（S3）]

草花、その他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。

S3＝Ｌ×Ｗ

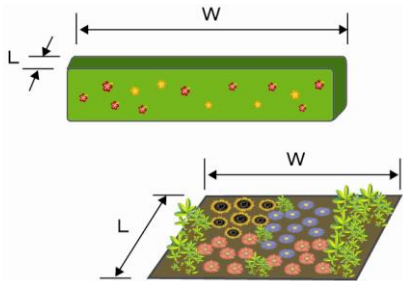

・花壇は、適宜植替えが必要な植物が年間概ね 6 ヶ月以上植えられていること
・菜園は、事業として生産していないものが対象
・コンテナ・プランターは、100Ｌ以上で容易に動かせないものが対象

[池・水流・その他これらに類するもの（S4）]

良好な自然的環境を形成している池等の水平投影面積とする。

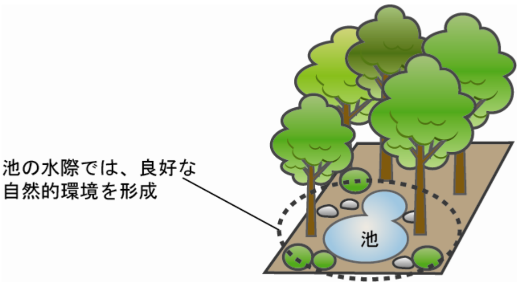

・護岸や水面・底面に自然素材（石材、木材等）や植物が用いられているなど、池・水流が良好な自然的環境を有している場合、その水面部分を緑化面積とすることが可能
・プール等の人工的な流れ・水面は対象外

[緑化施設の一部である園路・土留・その他の施設（S5）]

緑化施設に附属する園路等の水平投影面積とする。

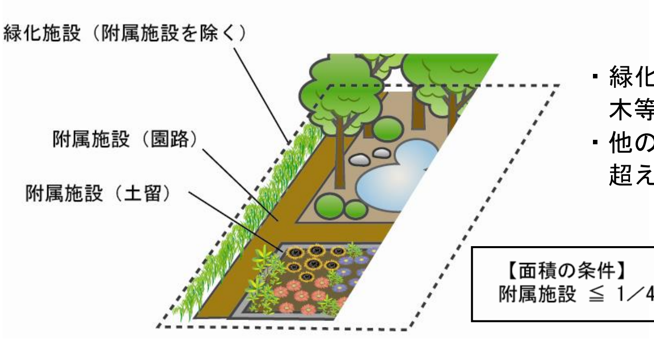

・緑化施設（附属施設）は、「園路」「土留」「樹木等と一体となった小規模な広場」等を対象
・他の緑化施設（S1～S4）の合計面積の 1／4 を超えない範囲で、緑化施設として計上が可能

【面積の条件】
附属施設 ≦ 1／4×緑化施設（附属施設を除く）

[沿道側のボーナスの考え方]

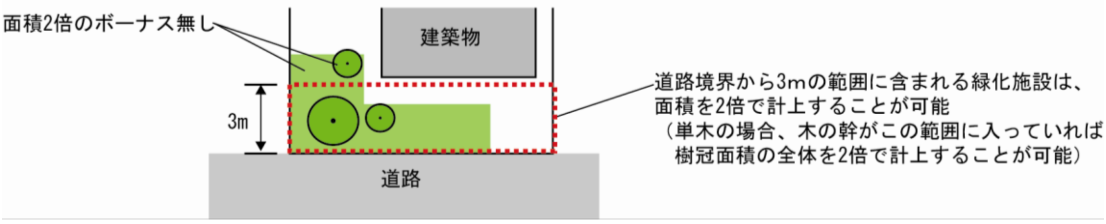

［緑化面積、緑地率の計算例］

例･･･400 ㎡の敷地に建築物を新築する場合

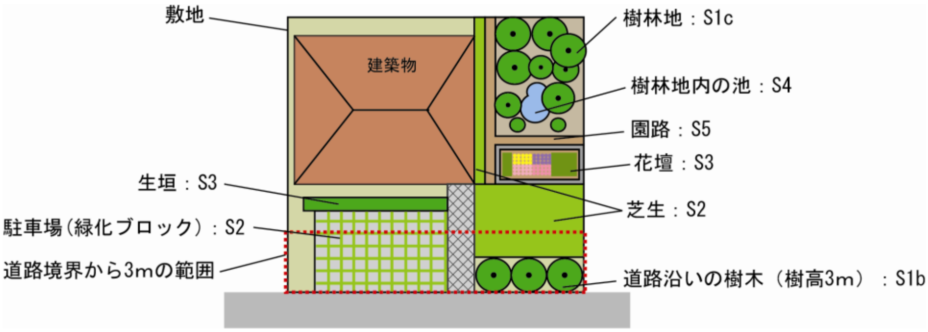

- 道路沿いの樹木：S1b　･･･8 ㎡×3 本＝24 ㎡（沿道側 24 ㎡）
- 樹林地：S1c　･･･45 ㎡
- 芝生：S2･･･40 ㎡（沿道側：10 ㎡）
- 駐車場：S2･･･50 ㎡（沿道側：30 ㎡）
- 花壇：S3　･･･8 ㎡
- 生垣：S3･･･5 ㎡
- 樹林地内の池：S4･･･3 ㎡
- 園路：S5　･･･10 ㎡

緑地率＝249 ㎡÷400 ㎡＝62%

緑化面積＝S1（24 ㎡×2 倍＋45 ㎡）＋S2（10 ㎡×2 倍+30 ㎡+30 ㎡×2 倍+20 ㎡）＋
S3（8 ㎡+5 ㎡）＋S4（3 ㎡）＋S5（10 ㎡）＝249 ㎡

解説図　建築（6）-3：建築物上の緑化に関する緑地率の算定

［壁面緑化］

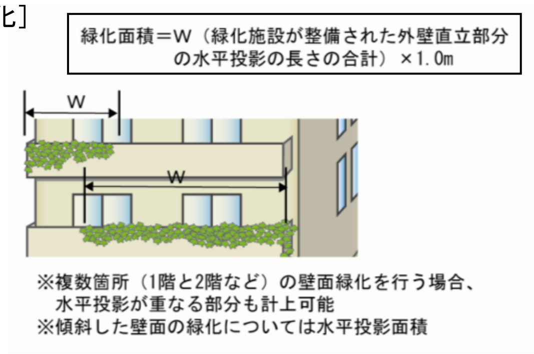

［その他］

壁面以外については、地面の緑化に関する算定方法（S1～S5）と同様とする。

解説図　建築（6）-4：南城市に馴染む主な樹木等

・「新・緑化樹木のしおり（社団法人沖縄県造園建設業協会）」に掲載されている樹木等をもとに、造園専門家へのヒアリングによって整理した。
・「市町村の花・木・花木」として選定された樹木等を挙げた。

［高木］

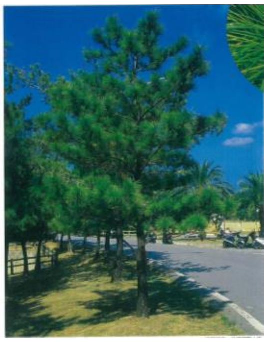
リュウキュウマツ

テリハボク

フクギ

ガジュマル

［高木（続き）］

タブノキ

ヤブニッケイ

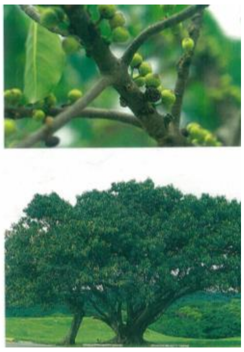
アコウ

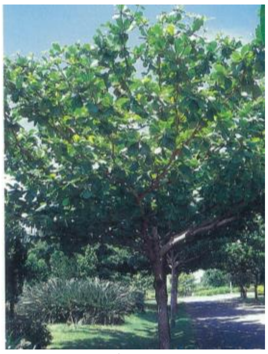
コバテイシ

サガリバナ

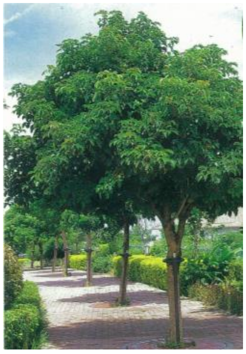
アカギ

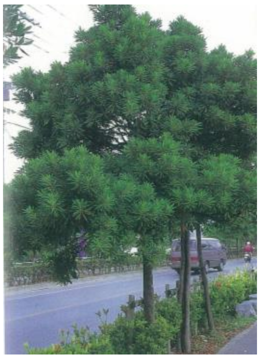
ホルトノキ

ホウオウボク

センダン

ヒガンザクラ

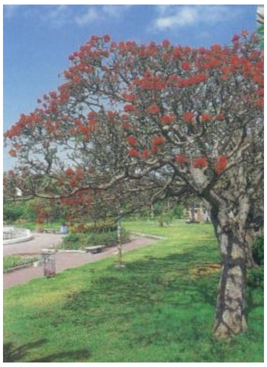
デイゴ
※「佐敷町の木」指定

リュウキュウコクタン
※「玉城村の木」指定
※「佐敷町の木」指定
※「大里村の花木」指定

サルスベリ
※「玉城村の花木」指定

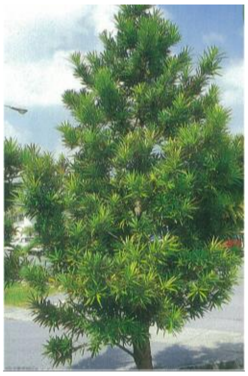
イヌマキ
※「知念村の木」指定

ゴールデンシャワー
※「佐敷町の花木」指定

［ヤシ類］

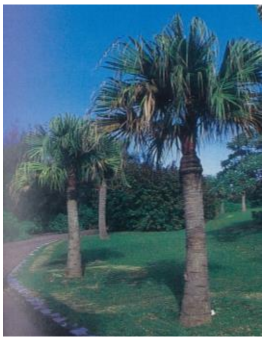

ビロウ

ヤエヤマヤシ

［中木］

モンパノキ

テンニンカ
※「佐敷町の花」指定

［低木］

クチナシ

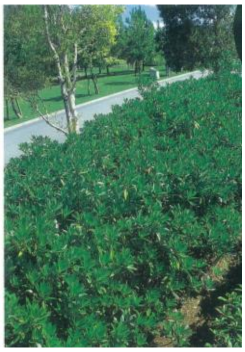

ハマジンチョウ

ハイビスカス
※「玉城村の花」指定

サンダンカ
※「佐敷町の花」指定

ランタナ
※「佐敷町の花」指定

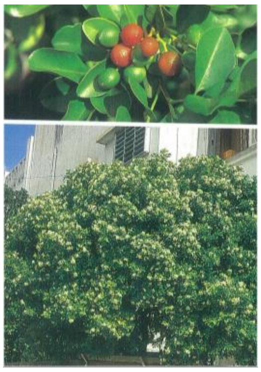

ゲッキツ
※「佐敷町の木」指定

［特殊類］

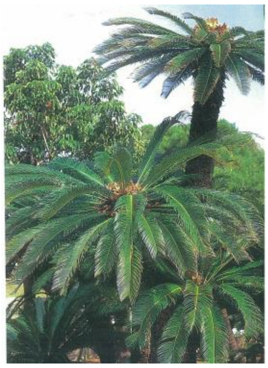

ソテツ

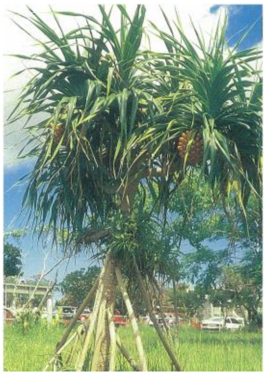

アダン

［ツル類］

カエンカズラ
※「佐敷町の花」指定

ブーゲンビリア
※「大里村の花」指定

［草本類］

テッポウユリ
※「知念村の花」指定

[基準の内容]

③緑化にあたっては、道路に面する側を重点化すること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海]

④重要な道路（別表 2）に面する場合は、美しく特徴的な沿道景観とするための緑化、花の植栽等に努めること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海]

⑤道路利用者による海への見通しに配慮した緑化に努めること。
[対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海]

[手法]

• 建築物等の外観全体が剥き出しにならないよう、敷地外周部において、中高木等を用いた立体的な緑化に努めます。特に、沿道側を重視し、最低限、公共用地（建築基準法上の道路含む。）から3m以内かつ道路に面する敷地延長の1／3以上の範囲において、中高木を含めた緑化を行います。
⇒解説図 建築(6)-5：敷地外周部での緑化

• 行為地が「重要な道路」に面する場合は、街路樹等と共通した要素を用いて、公共空間と一体となった緑化、調和した緑化を行います。また、色鮮やかな花を積極的に取り入れ、道路利用者の目を楽しませるようにします。
⇒解説図 建築(1)-6：重要な道路 ※再掲
⇒解説図 建築(6)-6：美しく特徴ある沿道景観の創出

•行為地が国道331号•県道48号線と海との間に位置する場合（農村沿道地区内に限る。）は、南国を実感させる樹木等（ヤシ類、ハイビスカス等）を用いるなど、海と一体になった景観の創出に努めます。また、緑化によって海への見通しを著しく損なうことが無いよう、植栽位置等の工夫にも努めます。

解説図 建築(6)-5：敷地外周部での緑化

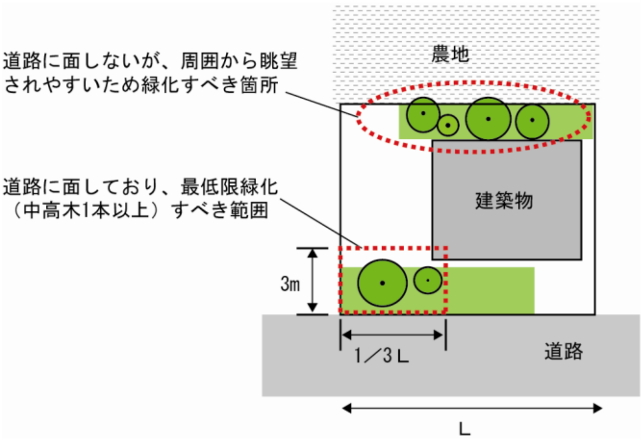

道路に面しない部分で、効果的な緑化（高木を用いた立体的な緑化）を行い、視線を遮っている事例

解説図　建築(6)-6：美しく特徴ある沿道景観の創出

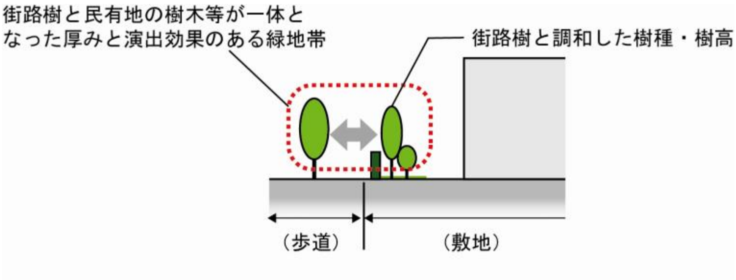

ヤシ類を用いた敷地内緑化により、街路樹とも一体となった景観が創出されている事例

色鮮やかな花の組み合わせによって美しく緑化されている事例

[基準の内容]

⑥海・浜辺に面する場合は、潤いある水辺空間とするための緑化に努めること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海］

[手法]

• 行為地が海・浜辺に面する場合は、海側からの眺望や、海水浴客のもてなし等に配慮し、海・浜辺側の敷地境界において、色鮮やかな花を含む立体的な緑化に努めます。この際、建築物等を海・浜辺からできる限り離して配置すると、より効果的です。

⇒解説図　建築(6)-7：海・浜辺周辺の緑化

解説図　建築(6)-7：海・浜辺周辺の緑化

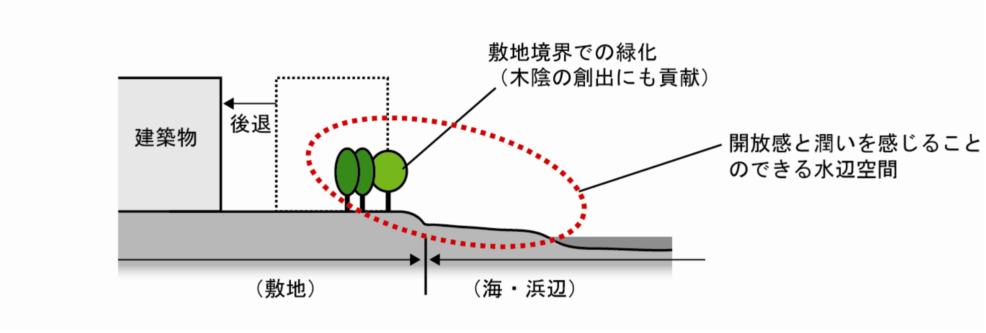

［基準の内容］

⑦グスク、カー、御嶽等の歴史・文化的資源に近接する場合は、これらと調和し、良好な雰囲気とするための緑化に努めること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

・行為地が文化財（国・県・市指定による有形文化財・記念物・文化的景観。グスク・御嶽・拝所・樋川・井戸・旧道のうち、景観的な価値を持つその他文化遺産）の敷地の50m以内に含まれる場合は、当該文化財に面する部分において、中高木等を用いた立体的な緑化に努めます。

⇒解説図 建築(6)-8：歴史・文化的資源周辺の緑化

解説図 建築(6)-8：歴史・文化的資源周辺の緑化

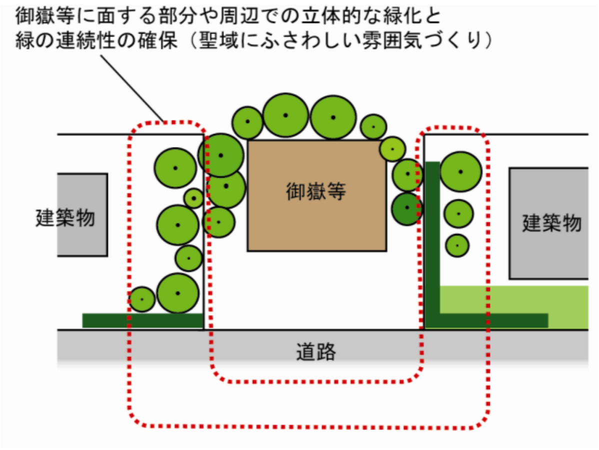

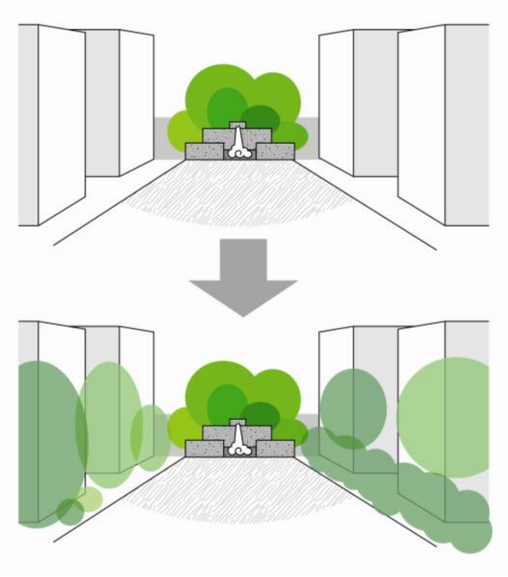

［基準の内容］

⑧大規模な建築物の場合は、壁面や屋上など、できる限り多くの場所での緑化や、高さに応じた緑化の工夫等により、周辺景観への影響を軽減すること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

［手法］

・大規模な建築物（建築面積1,500㎡以上または高さ20m以上等）については、低層部分を高木等で遮蔽して見え掛かりの姿高さを低く見せるなど、建築物等の高さに応じた樹種・配置の工夫を行い、突出感を軽減します。

⇒解説図 建築(6)-9：建築物の高さに応じた緑化の工夫

・ツル類を利用した壁面緑化や、壁面緑化が難しい場合はベランダ等の建築物前面のスペースを活かした緑化を行い、周辺への圧迫感を軽減します。

⇒解説図 建築(6)-10：壁面緑化・ベランダ緑化

・高台等から見下ろされる場合は、屋上部分の緑化により、建築物等の人工的な印象を軽減します。

⇒解説図 建築(6)-11：屋上緑化

解説図 建築(6)-9：建築物の高さに応じた緑化の工夫

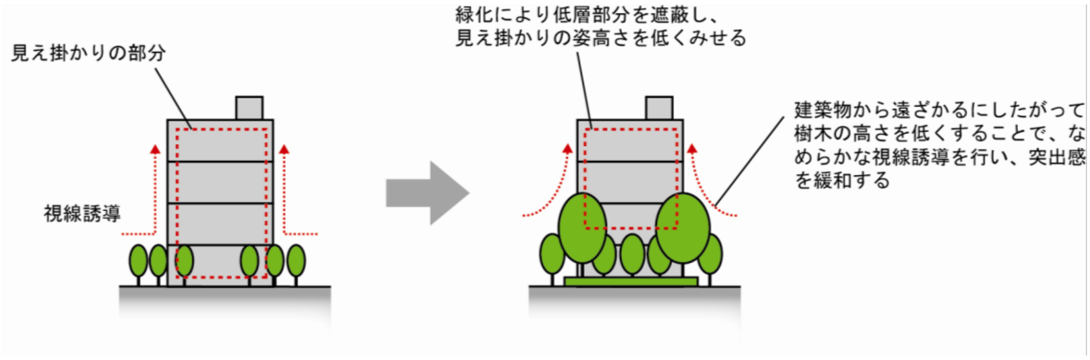

解説図 建築(6)-10：壁面緑化・ベランダ緑化

主な手法	登はんによる緑化	壁面前につる植物を直接植栽し、植物の登はん力により壁面を緑化する手法
	下垂による緑化	屋上部や壁面上部にプランターを設置して、下垂型植物で緑化する手法
	ユニット・プランターによる緑化	壁面にフレーム等を設置し、そこにプランターや植栽基盤が一体化したユニットを設置する手法

壁面にツル類を直接植栽した事例（浦添市内）

フェンスにツル類を巻き付かせた事例

解説図 建築(6)-11：屋上緑化

菜園として緑化された事例（那覇市営住宅）

芝生により緑化された事例（県営住宅立体駐車場）

内閣府総合事務局 HP（屋上・壁面緑化事例集）より

（７）その他

[基準の内容]

①貯水タンク等の建築設備は、道路等の公共空間から直接見えないよう、遮蔽や配置の工夫を行うこと。

［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 ハ 農 海］

[手法]

- 屋外に設置する貯水タンク等の建築設備は、できる限り道路等の公共空間から見えにくい場所に設置します。

  ⇒解説図 建築(7)-1：建築設備の設置場所の工夫

- やむを得ず、屋上等の目立つ場所に設置する場合は、当該設備が景観を阻害することが無いよう、屋上壁面（パラペット）を立ちあげたり、花ブロックやルーバー等により遮蔽を行います。この際、建築物の意匠と調和するよう配慮します。

  ⇒解説図 建築(7)-2：建築設備の遮蔽

解説図 建築(7)-1：建築設備の設置場所の工夫

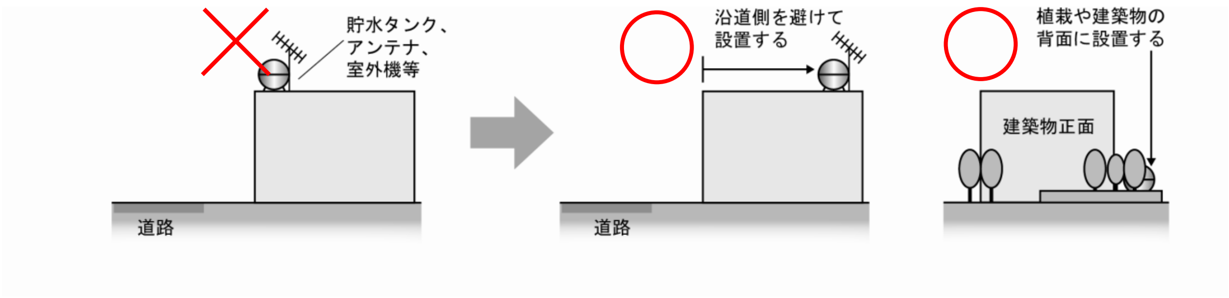

解説図 建築(7)-2：建築設備の遮蔽

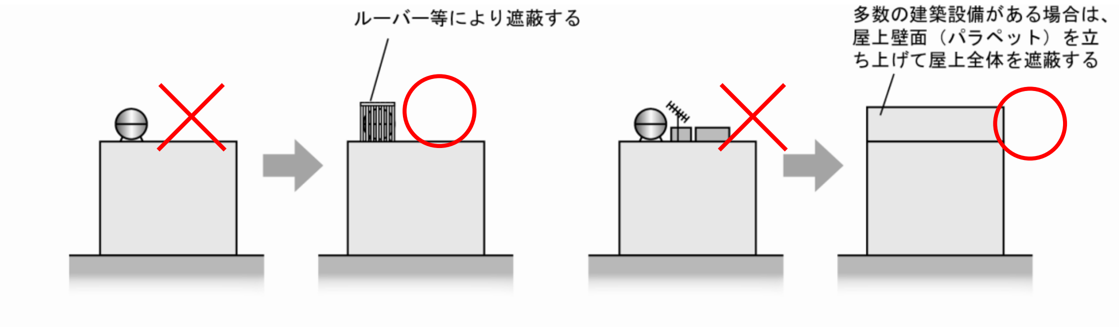

花ブロックで遮蔽した事例

建築物と同じ形態意匠により遮蔽した事例

［基準の内容］

②敷地の外溝（垣、柵、塀等）では、自然素材の活用や緑化等により修景を行うこと。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海］

③駐車場を設置する場合は、道路利用者からの見え方に配慮し、配置の工夫や出入口の集約化、緑化等に努めること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海］

［手法］

- 垣・柵・塀を設ける場合は、無機質で周囲に圧迫感を与えるブロック塀の使用は避け、できる限り石材等の自然素材や生垣を使用します。
  ⇒解説図 建築(7)-3：自然素材等による垣・柵・塀の修景
- やむを得ずブロック塀を用いる場合は、高さを 1m以下に低く抑えたり、壁面の緑化や化粧ブロックの使用などにより、周辺への圧迫感を軽減します。
  ⇒解説図 建築(7)-4：圧迫感を軽減するためのブロック塀の修景
- 生垣や石垣が連続するなど、良好な景観が形成されている住宅地・集落に近接する場合は、周辺との敷際の連続性に配慮します。
  ⇒解説図 建築(7)-5：敷際の連続性の確保
- 大規模な擁壁が発生する場合は、石材等の自然素材や化粧型枠を使用したり、壁面や前面を緑化することで、周辺への圧迫感を軽減します。
  ⇒解説図 建築(7)-6：圧迫感を軽減するための擁壁の修景
- その他の外構部（路面舗装）については、無機質な印象を与えないよう、アスファルトやコンクリートで広く覆うことを避けます。特に、沿道側に屋外駐車場を配置する場合は、できる限り緑化ブロック等により修景します。
  ⇒解説図 建築(7)-7：路面舗装の修景
- 行為地が「市街地沿道地区」や「農村沿道地区」に属し、商業施設等に付随する大規模な屋外駐車場を設置する場合は、道路側からできる限り見通せないよう、設置場所を工夫したり、生垣等で遮蔽します。道路沿いで開口を大きくする場合は、生垣等で出入口を集約化し、安全で緑豊かな景観を形成するようにします。
  ⇒解説図 建築(7)-8：駐車場を目立たせないための工夫等

解説図　建築(7)-3：自然素材等による垣・柵・塀の修景

生垣の事例

石垣の事例（仲村渠集落）

透過性のあるフェンス・板塀と緑化を組み合わせた事例

解説図　建築(7)-4：圧迫感を軽減するためのブロック塀の修景

花ブロック・穴あきブロックで修景した事例

ツル類やプランターで壁面を緑化した事例

ブロック塀を敷地境界から後退し、前面を緑化した事例

解説図　建築(7)-5：敷際の連続性の確保

透過性のあるフェンスにし、緑化するなど、修景されているが、隣地と調和していない

垣・柵・塀の高さや素材を隣地にあわせると、街並みの連続性が確保される

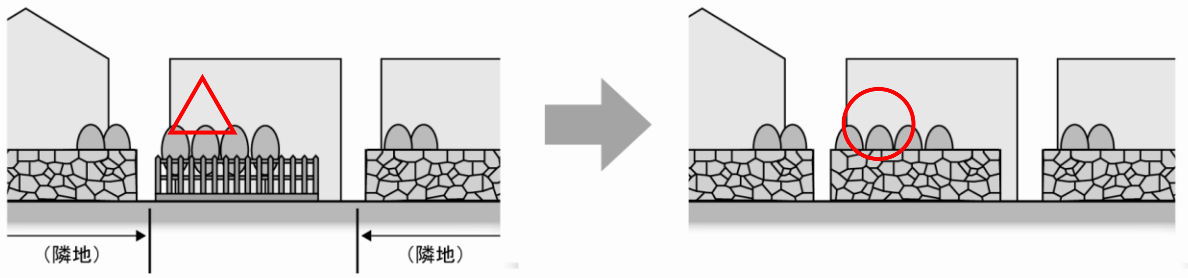

解説図　建築(7)-6：圧迫感を軽減するための擁壁の修景

擁壁が剥き出しの場合、人工的な印象を与え、周辺の自然景観と調和しない

擁壁の壁面・前面を緑化すると、人工的な印象が緩和され、周辺の自然景観と調和しやすい

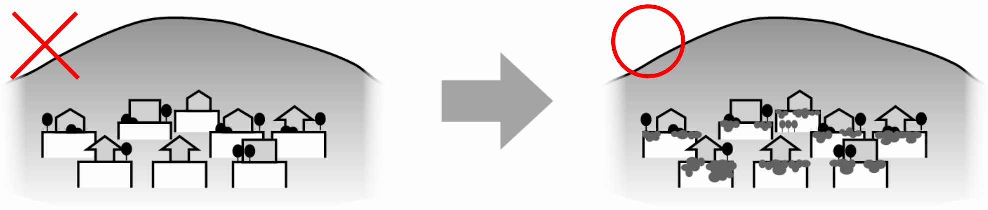

石積み擁壁の事例

ツル類による壁面緑化や、樹木による前面緑化を行った事例

緑化できるスペースを設けた擁壁の事例

解説図 建築(7)-7：路面舗装の修景

緑化ブロックで舗装した駐車場の事例

石畳舗装の事例

解説図 建築(7)-8：駐車場を目立たせないための工夫等

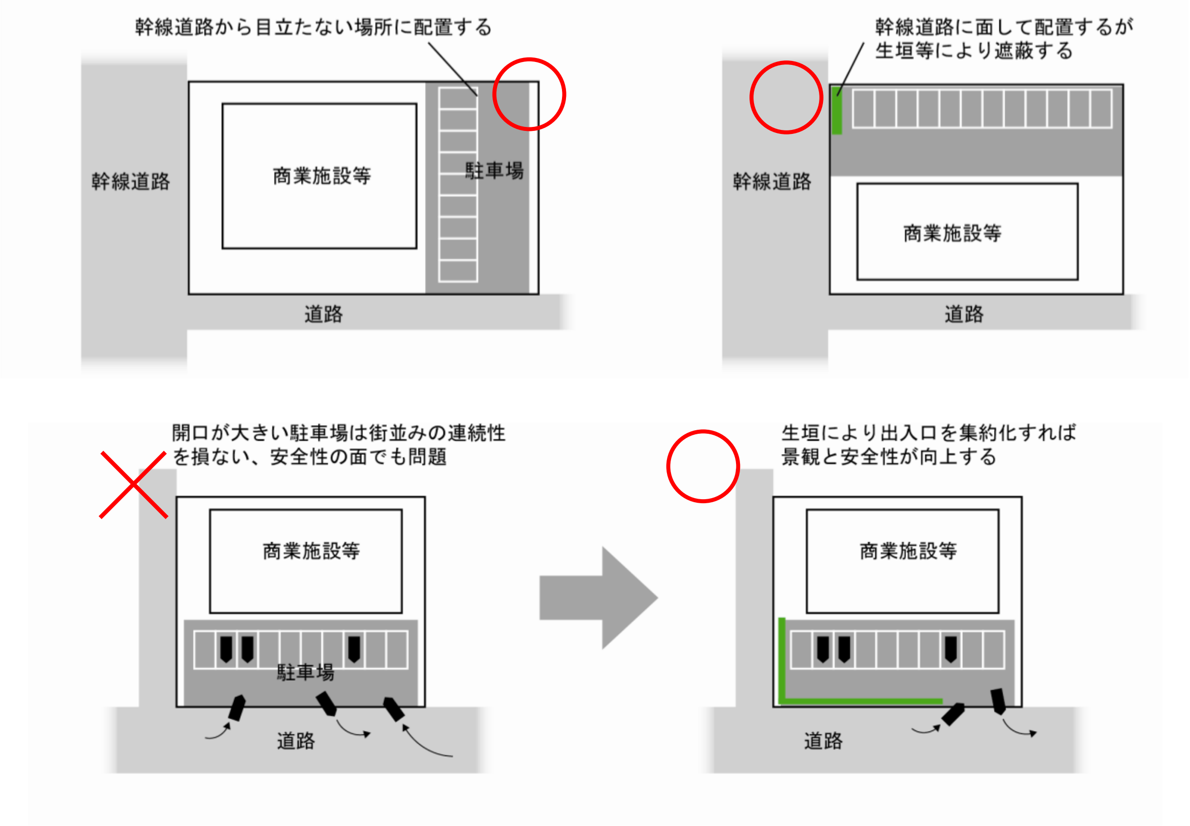

［基準の内容］

④夜間の屋外照明は、過度な光の散乱や、過剰な演出を避けること。
［対象地区･･･低 中 市沿 農沿 工 観 海岸 八 農 海］

［手法］

- 光害を防止し、落ち着いた夜間景観を維持するため、特に、商業目的で照明を使用する建築物について、適切な屋外照明となるよう配慮します。
- 屋外照明は、必要最小限の数や明るさとし、特に、農地や住宅地に対しては強い光を向けないようにします。
- 点滅光や動光、着色光による目立つことを重視した光の演出は、できる限り避けます。

⇒解説図　建築(7)-9：避けるべき光源
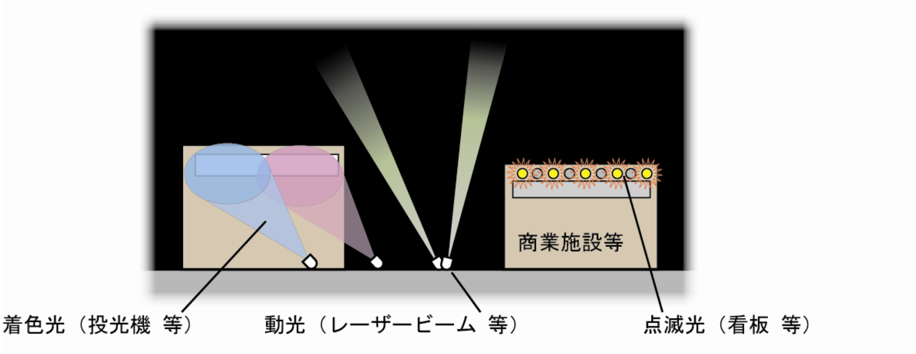
解説図　建築(7)-9：避けるべき光源